

税務事例研究

Vol. **197** 2024/1

〔法人税〕

法人税法における帳簿書類

.....金子 友裕

〔所得税〕

信託型ストックオプションの
課税関係

.....佐藤 英明

〔資産税〕

共同相続による
債権債務の混同と相続税

.....首藤 重幸

税務事例研究／197

■目次

法人税

法人税法における帳簿書類	金子友裕・1
I 解説	2
1 法人税法における帳簿書類の取扱いの概要	2
2 青色申告制度	4
(1) 青色申告制度の概要	4
(2) 青色繰越欠損金の損金算入（事例1の解説を含む）	4
(3) 更正通知書への理由付記（事例2の解説を含む）	6
3 記帳水準の向上に関する議論（事例3の解説を含む）	7
(1) 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備	8
(2) 簿外経費の否認	9
(3) 電子帳簿等保存制度	11
II 回答	16

所得税

信託型ストックオプションの課税関係	佐藤英明・19
I はじめに	20

II	信託型 SO の課税関係をめぐる 2 つの考え方	21
1	行使時課税説の前提となる課税関係の整理	21
2	不課税説の考え方	23
III	検討	24
1	所得税法施行令 109 条 1 項 1 号をめぐる問題について	24
(1)	問題点と検討	24
(2)	行政先例法成立の可能性	25
2	本件規定の適用の有無について	26
(1)	事実評価の観点	26
(2)	受益者等不存在信託の「代替課税」の考え方	27
(3)	平成 17 年最判の援用の可否	28
(4)	小括	28
3	給与所得該当性について	28
4	源泉徴収義務について	30
IV	事例の検討	30
(1)	令和元年の課税関係	31
(2)	A の課税関係	31
(3)	事実関係が異なる場合	32
V	結びに代えて	33

資 産 税

共同相続による債権債務の混同と相続税	首藤重幸	35
--------------------	------	----

I	はじめに	37
II	混同と相続税の基本的構造と問題	38
1	民法における金銭債権債務の共同相続	38

2	共同相続における金銭債権債務の混同と相続税	41
(1)	金銭債権債務の混同と相続財産評価	41
(2)	債権債務関係の当事者たる相続人とそれ以外の相続人 (法定相続分による分属)	43
3	混同による課税の不公平の是正方法	44
4	不当利得返還請求権と混同	45
Ⅲ	節税手段としての混同と相続税	46
1	国税不服審判所令和3年6月17日裁決	46
2	本件節税スキームでの混同の意義	48
Ⅳ	税務訴訟における主張の制限, 立証責任	48
1	主張の制限	49
2	立証責任	50
Ⅴ	事例に対する回答	52
1	設問1	52
2	設問2	53

法人税法における帳簿書類

東洋大学教授 金子友裕

事例

(事例1)

X社は、10年前に期末商品棚卸高を水増しすることにより売上原価を実際より少なく計上し、これに基づき会計処理及び法人税の申告を行っていました。当期の決算において、会計帳簿において棚卸資産過大計上損の計上を行った上で、損益計算書において特別損失としました。そして、当期の事業年度の所得金額はマイナスとなっていたため、この特別損失に計上した金額を青色繰越欠損金として法人税の申告を行っています。なお、X社は、青色申告法人であり、每期提出期限までに確定申告書を提出しています。

法人税法129条1項では、事実を偽装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は修正の経理をするまでの間は更正をしないことができる旨を規定しています。修正経理で損金の額に算入しているため、青色繰越欠損金の計上に問題はないと考え、翌期以降の事業年度において特別損失に係る青色繰越欠損金を損金の額に算入したいと考えています。

翌期以降に青色繰越欠損金の損金算入は認められるでしょうか。

(事例2)

Y社は、冷房機につき特別償却の対象となる「機械」に該当するものとして法人税の申告を行いました。その後、税務調査を経て、更正理由として本件冷房機が普通償却の対象となる「建物附属設備」にすぎないため「機械」にあたらない旨を説明するだけの更正通知書が届きました。Y社は青色申告法人であり、本件冷房機に関する帳簿書類の記載も行っており、この更正は理由の付記に不備があるとはいえないでしょうか。

(事例3)

近年、税制では帳簿書類に関する改正が行われているようですが、この背景にある記帳水準の向上や適正申告に向けてどのような検討がされているかを教えて下さい。

I 解説

事例3のように、近年、帳簿書類に関する改正が行われている。ここでは、記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応（令和4年度税制改正）や電子帳簿保存法の制定（平成10年度税制改正）及びその後の改正等もあり、単なる簿記の普及という議論ではなくなっている。

本稿では、事例1及び事例2において、これまでの帳簿書類に関する判決を参照して判決で示される帳簿書類の取扱いを示し、事例3において、近年の帳簿書類に関する議論と改正の内容を整理する。なお、事例1は、東京高裁平成23年3月24日判決税資261号順号11648（以下、「平成23年東京高裁判決」と略記する）を参照しており、事例2は、最高裁昭和60年4月23日判決民集39巻3号850頁（以下、「昭和60年最高裁判決」と略記する）を参照している。

以下、法人税法における帳簿書類の取扱いを整理した上で、青色申告制度の特徴を簡略に概観する。そして、記帳水準の向上に関する議論を吟味しつつ、電子帳簿等保存制度等を含む近年の改正等も含め整理を行っていくこととする。

1 法人税法における帳簿書類の取扱いの概要

法人税法における帳簿⁽¹⁾に関する規定⁽²⁾としては、青色申告法人の帳簿書類⁽³⁾の取扱いがある。青色申告の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付

- (1) 法人税法における帳簿に関しては、「法人税法上の課税所得計算に関する実体法の規定には、帳簿記録の手段として事実の反映をそれに求めるという基本的態度は表れていない。課税所得を構成する積極的または消極的な要素を、それぞれの事実として価値認識をし価格測定をしたうえで、その統合されたものを握る、という基本的態度が取られている。」（忠佐市『税務会計法』（税務経理協会、1967年）77頁）との指摘がある。
- (2) 所得税法では、その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者等は帳簿の記帳及び保存が要求（所法232①）されており、令和4年度税制改正により、業務に係る雑所得を有する場合でその年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超えるときは、現金預金取引等関係書類を保存することが要求されることになった。なお、小規模業務遂行者の記帳義務と簿外経費否認規定の関係を含めた議論として、長島弘「令和4年度税制改正「記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策」をはじめとする雑所得者とされる小規模業務遂行者に関する問題点」税研39巻2号（2023年）16-24頁を参照。
- (3) 国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5930.htm>、2023年7月26日アクセス）では、「帳簿」の例として、「例えば総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など」を示し、「書類」の例として、「例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など」を示している。

けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない（法法 126 ①、外国法人も法法 146 により準用）。なお、納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、帳簿書類について必要な指示をすることができ、この指示に従わなかった場合には青色申告の承認を取り消すことができる（法法 126 ②、127 ①二）。

ここで、法人税法施行規則 53 条において、青色申告法人の決算につき、「その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない」と規定し、複式簿記の原則に従った処理を要求している。さらに、青色申告法人は、仕訳帳（全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿）、総勘定元帳（全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿）その他必要な帳簿を備え、取引に関する事項（別表 21 で提示）を記載しなければならない（法規 54）。

また、白色申告の場合でも、普通法人等（普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているものを除く））は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を含む）を保存しなければならない（法法 150 の 2 ①）。

ここで、法人税法施行規則 66 条において、普通法人等は、現金出納帳その他必要な帳簿を備え、その取引に関する事項を整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない（法規 66 ①）とし、簡便な方法として一定の事項を記載する方法（別表 23 で提示）を示している（法規 66 ②）。

このように白色申告の場合は、複式簿記の原則に従った処理は要求されておらず、また、仕訳帳及び総勘定元帳も要求されていないが、必要な帳簿書類を備えこれに基づいて決算を行うことが要求されている。

そして、帳簿書類は、起算日（帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日）から 7 年間、納税地に保存しなければならない（法規 59 ②、67 ②③）。なお、青色申告書を提出した事業年度で欠損金額（青色繰越欠損金）が生じた事業年度又は青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失金額が生じた事業年度においては、10 年間（平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度は 9 年間）の保存が必要となる（法規 26 の 3）。

2 青色申告制度

(1) 青色申告制度の概要

税法における帳簿組織の整備に関しては、「法人は、自らの財政状態や事業成績を知るためには、合理的な帳簿組織と経理方針とを持たなければならない。それは法人自体のためだけではなく、法人を巡る多くの利害関係者のために社会的に必要なことであり、納税のためにも同様である。特に、申告納税制度は自分の所得は自分が最もよく知ることができるという考えの上に立つ自主的納税制度であるから、その成果を期するためには、帳簿組織の整備が先決である。」⁽⁴⁾とされ、帳簿組織の整備の必要性が説明される。そして、帳簿組織の整備を促進するために、法人税法においても青色申告制度が設けられている（法法 121）。

青色申告法人には、「所得金額の計算上一定の特典を受けられるとともに、その申告に対しては、帳簿書類を調査した上でなければ更正できない」⁽⁵⁾という取扱いがされる。この青色申告の取扱いを受けるためには、法定の帳簿書類（上記Ⅰ解説Ⅰ参照）を備え付けて取引を記録し、かつ、保存すること（法法 126 ①）及び税務署長に青色申告の承認申請書を提出して、あらかじめ承認を受けること（法法 122 ①）という要件を満たす必要がある。

青色申告法人には各種の特典があるが、この概要を図示すると次の図表 1 のようになる。

図表 1 青色申告法人に対する特典

根拠法	特典の内容
法人税法	<ul style="list-style-type: none"> • 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金の 10 年間繰越控除（法法 57） • 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付（法法 80） • 帳簿書類の調査に基づく更正（計算誤りが明白な場合を除く。）（法法 130 ①） • 更正通知書への理由付記（法法 130 ②） • 推計による更正又は決定の禁止（法法 131）
租税特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> • 特別償却又は割増償却（措法 42 の 6 ①等） • 各種準備金等の積立額等の損金算入（措法 55 等） • 各種の法人税額の特別控除（措法 42 の 4 等） • 各種の所得の特別控除等（措法 59, 60） • 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入（措法 67 の 5） • 課税の特例等（措法 59 の 2 等）

（出典）税務大学校『税大講本 法人税法（基礎編）令和 5 年度版』18 頁を一部修正。

(2) 青色繰越欠損金の損金算入（事例 1 の解説を含む）

① 青色繰越欠損金の損金算入と帳簿書類

欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人では、各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、一定の損金算入限度額の範囲内で損金

(4) 税務大学校『税大講本 法人税法（基礎編）令和 5 年度版』15 頁。

(5) 税務大学校・前掲注（4）15 頁。

の額に算入される（法法 57 ①）。

欠損金の繰越控除は、各事業年度間の所得の金額と欠損金額を平準化することによってその緩和を図り、事業年度ごとの所得の金額の変動の大小にかかわらず法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から設けられた制度と考えられる⁽⁶⁾。ここで、欠損金額が過去の課税所得計算に基づくものである以上、確定申告を要求するとともに適正な帳簿書類により欠損金額の確認を可能とするために青色申告を条件にすることも当然の要求と考えられる。なお、災害損失欠損金の損金算入（法法 58）は、青色申告が要求されておらず、これは災害に対する特例的な対応と考えるべきものと思われるが、この場合でも「帳簿書類」（青色申告の場合の表現）を「帳簿及び書類」（白色申告の場合の表現）に読み替えて準用することとされており（法規 26 の 3 ③）、帳簿書類（帳簿及び書類）の保存が必要な取扱いになっている。

② 事例 1 で参照した事案に関する解説

事例 1 で参照した平成 23 年東京高裁判決の事案では、青色繰越欠損金の損金算入の可否が争点⁽⁷⁾になっていたが、税務調査に関する別の争点も問題となっていた。この税務調査に関する争点も、帳簿書類に関する論点を含むと考えられるため、解説に加えることとする。

平成 23 年東京高裁判決の事案では、粉飾決算の修正経理として棚卸資産過大計上損を計上し、法人税の申告書で青色欠損金を計上した事業年度の後の税務調査（前回調査）で修正申告の態様がされておらず（このため、納税者は本件損失が青色繰越欠損金であると容認されていると主張）、さらにその後の税務調査（今回調査）で修正申告の態様を行ったという経緯があった。

粉飾決算の修正経理で計上された棚卸資産過大計上損は法人税法における所得金額の計算上、損失を計上した事業年度の損金の額に算入できない取扱いとなるが、平成 23 年東京高裁判決の事案では法人税法 129 条により更正処分を行うべき義務があるか⁽⁸⁾という点も争いになっていた。この点につき「同法 129 条 2 項（現行 129 条 1 項、筆者挿入）は、処分行政庁による更正の根拠規定でも義務付け規定でもなく、前回調査により更正処分をすべき義務を怠ったとはいえず」（地裁判決、平成 23 年東京高裁判決もこの部分は地裁判決を引用）として、法人税法 129 条 1 項は更正処分をすべき義務付け規定ではない旨の判示をしている。

(6) 最高裁昭和 43 年 5 月 2 日判決民集 22 卷 5 号 1067 頁。

(7) この事案では、他にも、国税通則法 70 条の更正の期間制限の違反等が争われているが、本稿では解説に必要なものを除き割愛している。

(8) 法人税法 129 条 1 項では、税務署長は「その内国法人が当該事業年度後の各事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。」と規定し、「修正経理に係る損失の額は、仮装経理をした各事業年度について税務署長が更正を行うことにより、当該仮装経理をした各事業年度の損金の額として確定」（平成 17 年 2 月 24 日裁決裁決事例集 69 卷 186 頁）するものとされている。

そもそも粉飾決算をすること自体に問題があるが、粉飾決算の後の期間の対応も問題となる。本判決では、法人税法 129 条 1 項では修正経理をしなければ更正をしないことができるものとされているが、これに加え、粉飾決算後に修正経理を行うことで損失等が計上された場合でも、この損失等がその事業年度の損金の額となるかは法人税法 22 条 3 項各号の該当性により判断されるものであり、及び、この損失等の計上が税務調査で指摘されなかったとしても損金算入の申告が認容されたと考えられるものではない、ということが示されている。

(3) 更正通知書への理由付記（事例 2 の解説を含む）

更正通知書への理由付記は、「昭和 25 年の法律改正により、所得、法人の両税法に青色申告制度が採り入れられ、そして青色申告書について更正決定を行なう場合には、更正の通知書には理由を附記すべきことが規定された」⁽⁹⁾が、「昭和 30 年頃から『青色申告書にかかる更正の理由付記』についても税務官庁と納税者との間に規定の解釈をめぐる争が生じ」⁽¹⁰⁾たとされる。

現在でも、理由付記は租税訴訟における争点の一つとされることがある（他の争点に加えた副次的主張に近い争点となっているものが多いように思われる）が、いくつかの最高裁判決で解釈の基本的な考え方は示されている。ここでは、事例 2 で参照をした昭和 60 年最高裁判決を取り上げ、ここで示される理由付記の区分とそれぞれの理由付記の程度を整理し、事例 2 の解説に加えることとする。

まず、「元来帳簿書類は、課税標準算定の基礎となる客観的な会計事実の認定に当たっては、最良証拠としての証明力を有するものと言うべきであり、したがって、帳簿書類の備付け・保存等を納税者に義務付ける以上、その反面として、帳簿調査に基づく実額課税を保障することは、当然の要請と言うべきである。そして、法は青色申告書に係る更正に当たっては、原則として帳簿調査によることを要求し（法人税法 130 条 1 項）、推計課税を禁止する（同法 131 条）ほか、更に、更正通知書に理由を附記すべきことを要請しているが、この最後の理由付記の制度も、ひつきよう、前二者の制度とともに帳簿調査に基づく実額課税を課税手続の面から保障するとの趣旨に出たものにほかならないのである。すなわち、更正の理由付記の制度は、『帳簿書類に基づく実額調査によらないで更正されることのないよう保障している関係上、その更正にあたっては、特にそれが帳簿書類に基づいていること、あるいは帳簿書類の記載を否定できるほどの信憑力のある資料によつたという処分の具体的根拠を明確にする必要』（最高裁昭和 38 年 5 月 31 日判決、同昭和 42 年 9 月 12 日判決・訟務月報 13 卷 11 号 1418 頁）に基づくものと言うべく、『帳簿否認による更正』につき『帳簿記載以上に信憑力のある資料の摘示を要する』との趣旨も、かかる見地から理解すべきものである。」（昭和 60 年最高裁判決）とされ

(9) 中村三徳「青色申告書にかかる更正の理由付記をめぐる諸問題」税大論叢 8 号（1974 年）65 頁。

(10) 中村・前掲注（9）66 頁。

る。

ここでは、「帳簿否認の更正」と帳簿を否認しない更正に区分するものとされ、「帳簿否認の更正」では、帳簿書類の記載を否定できるほどの信憑力のある資料によったという処分の具体的根拠を明確にする必要があるとする。

そして、「本来帳簿記載の証明力が及び得ない事柄、例えば、法的評価に関する事項については、たとえそれが帳簿書類上に記載されていたとしても、課税庁がこれと異なつた法的判断に基づき更正する場合は、少なくとも最高裁判決に言う『帳簿否認による更正』には当たらないと言うべきである。」(昭和60年最高裁判決)として、法的評価に関する事項⁽¹¹⁾のように本来帳簿記載の証明力が及び得ない事柄⁽¹²⁾は、「帳簿否認による更正」に当たらず、帳簿を否認しない更正となるとする。

帳簿を否認しない更正であれば、「理由附記の程度としては、結論的には、課税庁の当該法的評価ないし法的判断そのものが記載されておればよく、それ以上に当該法的評価の根拠を示すとか、資料を摘示することは要しないと解すべきである。したがつて、理由中の事実の摘示としては、当該法的評価・判断の結論の記載とあいまつて、それがいかなる事実に対する法的評価・判断であるかが明確に判別できる程度に表示されておれば足り、それ以上に事実関係の細部にわたつて、当該法的評価・判断の根拠となつた事実を表示する必要はないのである。」(昭和60年最高裁判決)との判断を示している。

3 記帳水準の向上に関する議論(事例3の解説を含む)

事例3のように、記帳水準の向上に関する議論が進められている。事例3の回答で示す6つの論点が示されており、実務的な影響等を考えればさらに論点は増えるものと思われる。税制調査会(納税環境整備に関する専門家会合)での議論は回答を参照してもらうこととし、ここでは、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備、簿外経費の否認、電子帳簿等保存制度を取り上げることとする。

-
- (11) 事例2における冷房機が「機械」に該当するか「建物附属設備」に該当するかという問題については、確定した決算において「機械」や「機械装置」という表示科目(勘定科目)を用いているのであれば、「帳簿否認による更正」に該当するとすべきものとの考え方もある。ただし、企業会計における表示科目(勘定科目)が法人税法における減価償却資産の区分と一致しているわけではなく、法人税法の減価償却資産の区分を法人税法の趣旨・目的から判断すべきものとするのであれば、「帳簿否認による更正」には当たらないこととなる。
- (12) 昭和60年最高裁判決では、「帳簿書類上の勘定口座の名称、あるいは資産の表示について、法的評価に関する用語が用いられていたとしても、法的評価は、もともと帳簿記載によつてその正当性が証明されるべき性質のものではなく、そこには『帳簿記載以上に信憑力のある資料』なる概念が成立する余地はないからである。」との説明がなされている。

(1) 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備

令和4年度税制改正において、記帳水準の向上に関連する税制改正が行われている。この記帳水準向上のための施策の一つが、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備である。

ここでは、「適正な記帳については、正確な記録・事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査への対応に係る事業者側の事務負担や時間、当局側の執行コストを共に最小化することが可能となる一方、信頼性のある記帳がない場合には、その取引実態を確認するための反面調査等の追加的な対応が必要になる場合もあります。また、記帳や帳簿保存義務を果たさなくても、その記帳や帳簿保存が不十分であることのみでは『隠蔽・仮装』の事実該当しないことから重加算税の賦課が困難となる場合もあり、記帳義務不履行に対する不利益が少ない中で記帳の動機に乏しい場合も存在することなどの問題が指摘されていました。」⁽¹³⁾との説明がされている。

このような問題に対応するため、令和4年度税制改正では、納税者が、一定の帳簿（図表2参照）に記載すべき事項等に関しその修正申告等又は期限後申告等があった時前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員からその帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、一定の場合のいずれかに該当するとき（その納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く）の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額にその修正申告等又は期限後申告等に係る納付すべき税額の10%（一定の場合は5%、図表3参照）に相当する金額を加算した金額とする改正が行われた⁽¹⁴⁾（通法65④、66④）。

ここで、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の対象となる帳簿の具体例を図示（所得税法及び消費税法も含む）すれば次の図表2のようになる。

図表2 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の対象帳簿の具体例（網掛部分が対象）

	所得税法	法人税法	消費税法
青色申告	仕訳帳・総勘定元帳	仕訳帳・総勘定元帳	仕訳帳・総勘定元帳・補助帳簿（消費税法上の記載事項を記載した帳簿）
白色申告	現金出納帳・売上帳等の補助帳簿	現金出納帳・売上帳等の補助帳簿	

（出典）財務省「令和4年度税制改正の解説」765頁を一部修正。

また、税制改正にあたり財務省から示された加重措置の適用対象範囲のイメージは次の図表3のように図示されている。

(13) 財務省「令和4年度税制改正の解説」757頁。

(14) この改正について、「全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であるものの、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平についても配慮されたもの」（財務省・前掲注（13）762頁）との説明がされている。

図表3 加重措置の適用対象範囲のイメージ

	記載不備		不記帳・不保存
	(帳簿の保存(提出)あり)		(不提示・不提出)
	年間の所得計算を するには不十分	記載不備の程度 が著しい	➡
加算税の加重割合	加重なし	5%	10%
収入金額の記載水準	収入の3分の 1以上につ いて不記載	収入の5割 以上につ いて不記載	収入全て不記載 (帳簿なし)

(出典) 財務省「令和4年度税制改正の解説」762頁を一部修正。

(2) 簿外経費の否認

令和4年度税制改正では、「納税者が隠蔽仮装行為がある事業年度又は無申告の事業年度において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、課税当局による反面調査等によってもその簿外経費の基因となる取引が行われたと認められない場合には、その簿外経費の額を損金の額に算入しないこととする措置を講ずる」⁽¹⁵⁾とされ、改正が行われている⁽¹⁶⁾。

この措置は、内国法人が隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合、及び、内国法人が確定申告書を提出していなかった場合に適用される(法法55③)。なお、「その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して期限後申告書を提出した場合は、上記口の場合(内国法人が確定申告書を提出していなかった場合、筆者挿入)に該当することとなります」⁽¹⁷⁾との取扱いが示されている。

具体的には、その確定申告書に係る事業年度の原価の額(資産の取得に直接要した一定の額を除く)、費用の額、損失の額は、その保存する帳簿書類等によりこれらの額の基因となる取引が行われたこと及びその額が明らかである場合等に該当するその原価の額、費用の額及び損失の額を除き、損金の額に算入しないとされており(法法55③)、この措置は、推計課税を行う場合における所得の金額の計算にも適用される。

ここで、この措置の対象とならない(損金不算入にならない)ものとして、「間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合(災害等により保存することができな

(15) 財務省・前掲注(13)320頁。

(16) この改正に対し、「国税当局は、青色申告制度に代表される納税者の記帳制度と申告納税制度を一層徹底させ、そのような記帳制度や申告納税制度に未熟な納税者を『悪質』扱いしようとしているようでもある。そして、税務調査の現場においても、一通りの調査を済ませた上で、帳簿や証拠がないという理由だけで、推計課税もせず、経費否認を行うという乱暴な調査が行われるということも予測される。その背景には、消費税におけるインボイス導入を含め、IT技術の発展がそれらを可能にするという、思い込みもあるのかも知れない。」(品川芳宣「簿外経費等の必要経費・損金不算入の論拠と問題点」T&A Master946号(2022年)19頁)との指摘がある。

(17) 財務省・前掲注(13)320頁。

ったことを納税者が証明した場合を含む)⁽¹⁸⁾及び「帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合⁽¹⁹⁾があると説明されている。

この措置は、立証責任の問題としても重要である。最高裁昭和38年3月3日判決訟務月報9巻5号668頁では、「所得の存在及びその金額について決定庁が立証責任を負うことはいうまでもないところである。」と判示しており、「課税処分取消訴訟においては、課税庁としては、全ての収入金額と益金の額を調査するだけでなく、全ての必要経費と損金の額を調査する必要がある、それらができなければ、当該課税処分が違法性を帯びることになる⁽²⁰⁾と考えられる。これに対し、「今回の必要経費不算入規定は、簿外経費等の必要経費不算入及び損金不算入の別段の定めを設けたわけであるから、上記の課税庁側に課せられた立証責任の一部を立法によって納税者側に転嫁したとも言える⁽²¹⁾」と考えられ、立証責任という点でも重要な意味を持つ改正ということになる。

なお、簿外経費の否認の実際の適用において濫用的な執行が行われまいかという懸念が示されている⁽²²⁾。確かに、この措置は、「悪質な者⁽²³⁾」に対する措置を想定して立法された経緯が記録されているが、仮装隠蔽の捉え方等によっては適用対象が拡大される可能性は考え得るものである。適正な記帳を促して記帳水準の向上を図るという趣旨から考えれば、簿外経費を否認する措置それ自体は正当化できるものと思われるが、帳簿書類という性格上、軽微なミスすら認められないとすべきではなく、反面調査等で確認できればこの措置の対象外とする等の取扱

(18) 財務省「令和4年度税制改正」(令和4年3月)10頁。

(19) 財務省・前掲注(18)10頁。

(20) 品川・前掲注(16)16頁。なお、推計課税における特別経費の存在等特別の場合には、納税者側が立証責任を負うことがあるとの指摘もされている。

(21) 品川・前掲注(16)16頁。なお、この措置の導入により、立証責任の転換が生じる旨の見解には、濱田洋「証拠書類のない簿外経費と必要経費・損金不算入」税研38巻1号(2022年)29-30頁等がある。

(22) 第208回国会参議院財政金融委員会(令和4年3月17日)では、「一般の人にも適用される懸念があるという上で聞いているわけですけどね。その場合、今回の改定案は、書類がないと駄目、反面調査で確認できないと駄目ということでもうシャットアウトして、従来、課税庁に課せられてきた立証責任をこの時点、このカテゴリーでは免じてしまって、納税者側の、実際にある人ですね、実際にそういう経費があるんだと、事実があるんだという人の反証の余地を封じ込めてしまうという可能性が、危険性があるんじゃないかと。」(大門実紀史発言)等の指摘があり、これに対する政府参考人の回答の後、「先生は、悪質性の低い納税者に対しても、悪質な者のみならず適用が広がっていくんじゃないかという、そういう御懸念をずっと示されたわけですが、もとより税務当局が税務調査をするに当たりましては納税者の理解と協力を得た上で実施しなければならない、そうでなければ実施できないと、そういうふうには私は思っております。そして、今回の経費の認否等が行われ得る対象につきましては、法令において、所得金額の計算において事実の仮装、隠蔽を行った者や、あるいは、保存義務が課せられている証拠書類を適正に保存していない無申告の者といった悪質な納税者に限定されており、これがむやみに拡大されるようなことはないと考えておりますし、あってはならないと、そう思っております。」(鈴木俊一(財務大臣)発言)と記録されている。

(23) 第208回国会参議院財政金融委員会(令和4年3月17日)鈴木発言から引用。

いによる救済策が必要である。しかし、執行という点からは、仮装隠蔽を拡大的に解釈される場合や十分な反面調査等が行われない場合等が懸念されることになる。このような懸念は、今後のこの措置の執行を注視し、問題となる執行があれば司法判断を含め対応していく他はないと思われる。

(3) 電子帳簿等保存制度

① 電子帳簿等保存制度

電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律。なお、以下の表記では「電帳法」と略記する）は、平成10年に制定された⁽²⁴⁾。この法律は、「情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定める」（電帳法1）ものとされている。

その後、平成16年12月の改正によりスキャナ保存制度が導入され、平成27年度税制改正によりスキャナ保存の要件緩和等が行われた。平成28年度税制改正においてスキャナ保存がさらに見直され、読み取りを行う装置に係る要件の緩和等が行われた。

さらに、令和元年度（平成31年度）税制改正では過去分重要書類のスキャナ保存の整備等が行われ、令和2年度税制改正により電子取引に係るデータ保存制度の要件の緩和が行われ、令和3年度税制改正により帳簿書類等を電子的に保存する手続きの簡素化が行われた。なお、令和3年度税制改正による電帳法の改正は、国税庁の資料⁽²⁵⁾でも「抜本的な見直し」が記載されるものになっている。

そして、電子帳簿等保存制度は、①電子帳簿等保存に関する事項、②スキャナ保存に関する事項、③電子取引に関する事項（電子取引データ保存）、の3つの制度からなるとされており、国税庁の資料でも令和3年度税制改正をこの3つの制度（区分）で示しているため、これに従い令和3年度税制改正（一部令和4年度税制改正を含む）の概要を示すこととする。

まず、①電子帳簿等保存に関する事項については、税務署長の事前承認制度は廃止、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備、最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能になった、という改正になっている。

ここで、電子帳簿の保存要件の概要については、次の図表4のように図示されている。

(24) 電帳法の制度制定の趣旨は、国税庁 HP (<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/01.htm>, 2023年7月26日アクセス) に詳しい。

(25) 国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」(R3.05 (R3.12改訂))。なお、「抜本的な見直し」は1頁に記載がある。

図表4 電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること → 改正後、記録項目は、取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		—	—	○
			※1	※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります。

※2 “優良”の要件の全てを満たしているときには不要となります。

（出典）国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」（R3.05（R3.12改訂））2頁を一部修正。

次に、②スキヤナ保存に関する事項については、税務署長の事前承認制度が廃止、タイムスタンプ要件及び検索要件等の緩和、適正事務処理要件が廃止、スキヤナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置の整備、という改正になっている。

そして、③電子取引に関する事項については、タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和、適正な保存を担保する措置、という改正になっている。なお、適正な保存を担保する措置は2つ示されている。1つは、令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要（令和5年12月31日まではプリントアウトして保存が可能（令和4年度税制改正による宥恕措置））とされている。もう1つは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し又は偽装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れに課される重加算税が10%加重される措置が整備されている。

さらに、令和5年度税制改正でも改正が行われているため、上記の3つの制度（区分）に従い令和5年度税制改正の概要を示すこととする。

まず、①電子帳簿等保存に関する事項については、「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税

の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が改正されている。改正前は、イ仕訳帳、ロ総勘定元帳、ハその他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）であったものを、改正後は、イ仕訳帳、ロ総勘定元帳、ハその他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）との改正を行っている。改正後の記載事項等は次の図表5のようになる。

図表5 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となるその他必要な帳簿の記載事項等

その他必要な帳簿の記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

（出典）国税庁「電子帳簿保存法の内容が改正されました～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～」2頁。

次に、②スキャナ保存に関する事項については、解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要となった、入力者等情報の確認要件が不要とされた、帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定された、という改正になっている。なお、重要書類としては、「契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類」⁽²⁶⁾が示されている。

そして、③電子取引データ保存については、検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し、令和4年度税制改正による宥恕措置（令和5年3月31日までのプリントアウト保存）の廃止、新たな宥恕措置の整備、の改正が行われている。なお、新たな宥恕措置として、①保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請は不要）、②税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及び電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合、のいずれの要件も満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応が不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとしている。

(26) 国税庁「電子帳簿保存法の内容が改正されました～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～」3頁。

法人税

② 電子帳簿等保存制度と記帳水準の向上

税制調査会（納税環境整備に関する専門家会合）の議論でも、税務行政のデジタルトランスフォーメーションが取り上げられている。ここでは、①利用者目線の徹底として、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指すとし、②万全なセキュリティを確保し、③業務改革の徹底に取り組むことが示されている⁽²⁷⁾。

このような状況の中で、申告納付手続のデジタル化だけでなく、納税者が保有する税務関連情報のデジタル化に関する議論も行われている⁽²⁸⁾。納税者が保有する税務関連情報のデジタル化に関して、複式簿記の普及・一般化と電帳法が示されている。そして、「近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳ができる環境が整ってきている。クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。」⁽²⁹⁾との記載がある。クラウド会計ソフトがあるからといって経理業務に精通せずに適正に会計帳簿の作成ができるという点には疑問があるが、記帳の手間や費用の削減になること等のメリットは考えられ、記帳水準の向上につながる環境が整いつつあるものと思われる。

税制調査会では、令和3年度税制改正後の電子帳簿等保存制度の考え方を、次の図表6のように示している。

図表6 令和3年度税制改正後の電子帳簿等保存制度の考え方

<p>優良な電子帳簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前承認が不要 ・青色申告特別控除の上乗せ（55万円→65万円） ・過少申告加算税5%軽減 <p>〈信頼性の高い電子帳簿〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営上の意義 ・取引先等との信頼関係上の意義 ・税務執行等行政手続上の意義 	複式簿記
<p>その他の電子帳簿</p> <p>税務上の「帳簿の保存」に該当 →「紙帳簿」としての保存が不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前承認が不要 ・要件の大幅緩和 ・電子帳簿保存の裾野拡大 ・経理・記帳コストの削減 →複式簿記の普及促進 	複式簿記
<p>電子的に作成された帳簿（紙帳簿扱い）</p>	単式簿記
<p>手書きの紙帳簿</p>	

（出典）税制調査会「説明資料」（令和4年10月19日、財務省）12頁。

(27) 税制調査会「説明資料」（令和4年10月19日、国税庁）5頁。

(28) 税制調査会「説明資料」（令和4年10月19日、財務省）5頁。

(29) 税制調査会・前掲注（28）8頁。

図表6の特徴として、その他の電子帳簿の要件を大幅に緩和し裾野を拡大し、複式簿記の普及促進を図ることが記載されている点が挙げられる。つまり、電子帳簿等保存制度により、複式簿記の普及促進が進み、記帳水準の向上を図るという構造になっている。単に帳簿を電子化するというのではなく、帳簿の電子化に伴い、複式簿記が普及促進され、記帳水準の向上につながるということになる。しかし、クラウド会計ソフト等の自動記帳の機能を利用するだけでは、複式簿記の形式になっていたとして正しい処理である保証があるわけではない。複式簿記の普及促進とともに、適正な簿記処理に関するさらなる普及促進も重要になるものと思われる⁽³⁰⁾。

また、優良な電子帳簿について、「記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い優良な電子帳簿の要件を満たして保存等が行われている電子帳簿（優良な電子帳簿）については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえるため、他の最低限の要件のみを満たす電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていく必要がある⁽³¹⁾」と指摘されている。このように、優良な電子帳簿に対しインセンティブを与え、普及が図られている。

なお、税制調査会「説明資料」（令和4年10月19日、財務省）では、補助簿で見つかる非違の種類として3つの例（売掛帳、経費帳、固定資産台帳）が示されている。相手先等が詳細に記入される補助簿の履歴を確認できるようにすることで、主要簿だけでは確認できなかった改ざんが発見される可能性があり、納税者に適正な帳簿書類の作成の必要性を啓蒙する要素になりうるかもしれない。この点は、電子帳簿等保存制度により記帳水準の向上を期待できる機能の1つとなるかもしれない。ちなみに、帳簿の電子化により変更履歴の記録も確認可能になると思われるが、変更には単なるミスの修正等もあるため、紙の記帳における訂正印のように、訂正時に誰が行ったか、なぜ行ったか等の記録を残すシステムの構築等も必要になるものと思われる。これは電帳法で要求されるものではなくとも（要求されるものではなくなったとしても）、改ざんの誤解を防ぐためや税理士が自らの改ざんの関与の有無を明らかにするため等を考えると重要であると思われる。

(30) 自動記帳の機能の性能が向上し、信頼できる仕訳を生成できるようになれば、この自動生成した仕訳を課税庁が適正な処理と承認するという方法もある。ここまで進めば、人間に適正な簿記処理の理解を要求する必要はない制度設計が可能である。しかし、現状では、自動生成された仕訳の適正性が担保されているわけではなく、どのメーカーも人間による最終的な確認を要求している段階と思われる。この段階では、あくまでも入力等の簡便化のツールとしてクラウド会計ソフトを認識する必要があるが、単に複式の簿記（複記式の記帳）をしただけでは、（未記帳者に関する改善等は期待できるかもしれないが）記帳水準の向上とまでは言い難いものと思われる。

(31) 税制調査会・前掲注（28）13頁。

Ⅱ 回答

(事例1)

当期に計上された特別損失は、10年前の事業年度の売上原価であり、当期の事業年度の売上原価に該当しない。また、特別損失を棚卸資産過大計上損として計上する会計上の修正の経理をしたとしても、当期の事業年度においてこれに相当する損失が生じているわけではないので、この損失は法人税法22条3項3号の「当該事業年度の損失」には該当しない。

これらのことから、当期に計上した特別損失は、当期の事業年度の損金の額に算入されないため、青色繰越欠損金も認められない。このため、事例1の青色繰越欠損金は翌期以降の事業年度の損金の額に算入することはできない。

(事例2)

この更正理由の記載には、どうして特別償却の対象とされる「機械」にあたらぬとするのかを記載すべきであり、「建物附属設備」にあたるという説明にとどまるため、更正理由の付記として不十分であるとの問い合わせと思われる。

この点につき、この更正は、本件冷房機が存在、その取得時期及び取得価額についての帳簿記載を覆すことなくそのまま肯定したうえで、本件冷房機の属性に関する評価を修正するものにすぎないため、この更正により帳簿書類の記載自体を否認するものではない。

帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正をする場合においては、更正の根拠を更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、更正理由の付記として欠けるところはないと考えられる。

このため、今回の更正における理由の付記に不備があると主張することは難しいと思われる。

(事例3)

記帳水準の向上や適正申告については、税制調査会でも議題に挙げられ、議論が進められている。税制調査会では、納税環境整備の一環として記帳水準の向上の議論が行われており、具体的には税制調査会に設置された「納税環境整備に関する専門家会合」という会議で議論が行われている。

記帳水準の向上や適正申告は多面的な観点からの説明が必要になるが、議論の発散を防止するため、ここではこの会議での議事録等を参照しこの議論の概要を紹介する⁽³²⁾。

記帳水準の向上や適正申告に関して、①複式簿記の普及・一般化、②優良な電子帳簿の普及・一般化、③電子化を通じた簡便な税務手続の推進、④プラットフォーム事業者からの情報

提供、⑤帳簿不保存・記帳不備への対応、⑥特に悪質な納税者への対応、の6点が示されている⁽³³⁾。

この中で、帳簿書類の議論に関連が大きいものとしては、①②⑤が挙げられる。また、⑥には、「税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策」⁽³⁴⁾が含まれており、これらも帳簿書類の議論に関するものとなる（⑥に関しては解説を参照）。

①では、「記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。」とされ、記帳水準の向上は経営状況の可視化等の経営上でも重要であることが指摘されており、ICTにより大きな手間や費用をかけずに記帳が可能になる環境となりつつあることが示唆されている。

②では、「正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも重要である。こうした重要性に鑑みて、既存のインセンティブ措置に加えて、融資審査等における帳簿の活用範囲の拡大や税務調査における更なるデジタル技術の活用などを通じて、納税者における優良な電子帳簿の利用を促していくべきである。」とされ、適正な会計帳簿の検証機能等の重要性を考慮し優良な電子帳簿の利用の促進が必要であるとされている。

さらに、②では、「優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行う。その一環として、既に複式簿記が普及している法人については、税務上の更なる透明性確保と税制上の恩典適用とのバランスも含めて議論を進めていく。」との記載もされており、令和5年度税制改正でも、電子帳簿等保存制度の見直しが行われ、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲の合理化・明確化が行われている⁽³⁵⁾。

⑤では、「適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。また、記帳義務不履行に対する不利益がない中で、記帳の動機に乏しい場合も存在。記帳義務及び申告義務を適正に履行する納

(32) これらの議論は、法人税法のみならず、所得税法等も考慮されたものである。なお、中小零細企業であっても（会社であれば）会社法による会計帳簿の作成義務（会社法432①）がある等の個人とは異なる特徴もあるが、中小零細企業の実態を考慮すると記帳水準が十分ではない法人も考えられ得ると思われるため、事例3では個人と法人とを区分した整理とはしていない。

(33) 財務省「説明資料 納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告（案）」（令和3年11月17日）36-37頁。

(34) 財務省・前掲注（33）37頁。

(35) 財務省「令和5年度税制改正」（令和5年3月）12頁。

法人税

税者との公平性に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を行う。」とされ、適正な記帳や帳簿保存に関する制度上・執行上の問題が指摘されている。なお、この点については、令和4年度税制改正で、簿外経費の損金不算入の導入や記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備が行われている⁽³⁶⁾。

(36) 財務省・前掲注(13) 319-323頁及び756-766頁。

信託型ストックオプションの課稅關係

慶應義塾大学教授 佐藤英明

事例

スタートアップ企業P社のオーナー経営者である個人Gは、令和元年5月に、專業信託会社であるT社との間で、以下の内容の信託契約を締結した（信託報酬等に関する定めは省略する）。

信託名 P社への貢献者応援信託第1号（以下、「X信託」という。）

委託者 G

受託者 T社

受益者 信託設定時には存在しない

受益者候補者 受益者指定時のP社の取締役の地位にある者（Gの親族である者を除く）

受益者指定権者兼信託管理人 P社

信託期間 契約発効日から受益者指定日まで

信託財産 現金（50 + a）万円

なお、この契約においては、委託者GはX信託から何らの利益も受けることはなく、また、信託を変更する権限を一切有していない。P社もX信託から何らの利益を受けない。

信託契約発効後、T社はP社の指示により、P社から、P社の株式1株を200円で購入することができる譲渡制限付きストックオプション（以下、「本件SO」という。）を時価で1万個購入した。当時のP社の株式は1株200円と評価され、本件SOの時価は50円と評価されていた。この本件SOを購入したことにより、X信託の信託財産のすべてが、本件SOとなった。

令和3年5月に、P社は受益者候補者の資格を有する同社の取締役Aを受益者に指定し、T社がこれに従った。受益権の内容は、Aに本件SO1万個を与えるというものである。こ

の受益者の指定により、X信託は終了した。この時点でのP社株式の時価は1株600円と評価される。

令和4年5月に、Aは本件SOを行使し、1株あたり200円を払い込んでP社株式1万株（以下、「本件株式」という。）を取得した。この時点でのP社株式の時価は800円であった。

令和5年1月に、Aは本件株式を1株あたり1,000円で他に譲渡した。

- (1) 令和元年のP社、G、X信託の課税関係はどのようになるか。
- (2) 令和3年、4年、5年のAの所得税の課税関係はどのようになるか。Aに対して行なわれる可能性のある源泉徴収についても検討せよ。
- (3) 【事例】において、受益者指定権者兼信託管理人がP社ではなく、Gの資産管理会社であるQ社であった場合、または、【事例】とは異なり、X信託の委託者がP社であり、令和3年に委託者としてP社がAを受益者に指定した場合、令和3年、4年のAの所得税の課税関係はどのようになるか。

I はじめに

個人が法人から受けるストックオプション（以下、「SO」と略称する。）は、税制上、租税特別措置法29条の2の要件を満たす、いわゆる税制適格SOと、それ以外の税制不適格SOとに大きく分かれる。後者の税制不適格SOには様々な内容のものが含まれるところ、近年、かなりの数の会社において、信託型SOと呼ばれる類型の制度が採用されていた。他方、本（2023）年5月に、国税庁はSOに関する課税関係について見解⁽¹⁾を公表し、その中には、信託型SOについて納税者がこれまで前提としていたとされる課税関係とは異なる課税関係となるとの見解

- (1) 「ストックオプションに対する課税（Q & A）（情報）（課税総括課情報第5号ほか）（令和5年5月30日）」。以下、「国税庁見解」という。
- (2) 信託型SOを導入した会社は約800社に及ぶと報道されており（日経新聞2023年5月31日朝刊15面）、国税庁見解に従って課税すると、少なくとも20社超の上場企業で税負担が増える見通しだと国税庁が公表したとも報道されている（同6月3日朝刊7面）。企業の対応を報道するものとして、「パークシャ、特損14億円 株式報酬課税 国税庁見解に対応」（同8月15日朝刊13面）。国税庁見解の公表が生んだ波紋については、ほかに、「ストックオプション、信託型は「給与」か？ 当事者に聞く」（同6月14日朝刊13面）、「第2特集 スタートアップ業界の報酬を巡る混乱 信託型ストックオプション「砂上の楼閣」の功と罪」（日経ビジネス2023年7月10日（2198）号34頁以下）も参照。専門誌の特集としては、「緊急企画 通達・Q & A 改正でどうなる 信託型ストックオプションの実務」税弘71巻9号（2023年9月号）59頁、佐藤修二、木村浩之、川添文彬「鼎談 信託型ストック・オプションに関する国税庁見解の法的検討（前編）（後編）」T & Amaster 991号4頁、992号13頁、「特集 信託型SO問題を機に考えるストックオプションの課税関係と今後の設計」税通78巻12号（2023年11月号）17頁等がある。本稿では、紙幅の都合上、これらの解説・論文の詳細な引用を控えることをお断りする。

が含まれていた⁽²⁾。

本稿においては、この信託型 SO の課税関係を取り上げ、所得税法の適用上、どのような課税関係となるかを検討したい⁽³⁾。

II 信託型 SO の課税関係をめぐる 2 つの考え方

1 行使時課税説の前提となる課税関係の整理

信託型 SO の課税関係をめぐる立場のもっとも大きな違いは、信託型 SO を保有する個人（仕組上、SO 発行人の役員、使用人であることが前提とされている。この者を、以下では「権利者」ということがある。）がその権利を行使し、所定の金額の金銭を払い込んで株式を取得した時点で給与所得として課税されるか（以下、権利行使時に課税されるとする説を「行使時課税説」という。）、それとも課税されないか（以下、権利行使時に課税されないとする説を「不課税説」という。）という点にある。また、両説では、取得した株式を後に譲渡した際の取得価額等にも違いが生じる。これらに加えて、行使時課税説においては、権利者の権利行使時に、SO（と株式）の発行人が（権利者が発行人の役員または使用人であるから）給与等の支払いをしたものとして、源泉徴収義務（所税 183 条）を負うとも主張されている。

そこで、行使時課税説を理解するために、権利行使時に給与所得課税がなされることが争われていない、税制不適格 SO の課税関係を概観してみよう。

会社法の下で発行された SO（新株予約権）のうち、一定の要件を満たすものには、所得税法施行令 84 条 3 項 2 号（以下、所得税法施行令 84 条 3 項を「本件規定」といい、同項 2 号を「本件規定 2 号」という。）の適用対象となる。その要件を分説すると、

- ① 発行人から権利を与えられた場合であること（本件規定柱書）
- ② 権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されていること（同前）
- ③ SO を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であること、または、役務提供等の対価の全部もしくは一部であること（本件規定 2 号最後の括弧書）

の 3 点であり、これらの要件を満たすと、「当該権利に係る〔所得税〕法 36 条 2 項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（略）における価額」（本件規定柱書）から、「当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額」（本件規定 2 号）を控除した金額とする、と定められている。

この規定は、一般論としては新株予約権自体が経済的価値を有する権利であるから、それが付与された時点（付与時）でその権利を収入したとして権利の時価が権利者の収入とされるべ

(3) なお、【事例】において用いる数値例の数値は、国税庁見解が用いた数値をそのまま用いている。

所得 税

きであるが（所税 36 条 1 項括弧書，同条 2 項），上記②のような制限や権利行使についての特別の条件が付されている権利については，（ア）それを譲渡したり直ちに権利行使したりして経済的価値を実現することができないため実現した収入にあたらぬまたは収入すべき金額が確定しているとは言い難いとの理由⁽⁴⁾，または，（イ）②のような制限を付された権利についてはその適正な時価を算定することがきわめて困難であるため付与時における課税を控えるとの理由⁽⁵⁾などから，権利の行使時に取得した株式の時価（行使価額）を基礎として収入金額を算定することとしたものと解されている。

この点につき，所得税法 36 条は政令への委任を含んでいないため，所得税法施行令 84 条は所得税法 68 条の一般的な委任を受けて規定されていると解することになる。その場合，施行令によって法律の内容を変更することは課税要件法定主義の下で許されないため⁽⁶⁾，施行令は法律の内容に従ってその細目を埋める役割しか持っていない。この観点からすると，上記（イ）の説明は，すでに実現している所得の課税繰延を法律の委任なく行なった結果となるため，この立場に立つことはできない。したがって，本件規定は，上記（ア）の説明のとおり，付与時に実現しない内容の SO について，所得税法 36 条 2 項の特則として収入金額の算定の細目を定めたものと理解すべきである⁽⁷⁾。

本件規定 2 号が適用される場合，すなわち，上記①～③の要件を満たす税制不適格 SO については，権利付与時には課税がなされず，権利行使時に行使価額から SO の取得価額および払込金額を控除した残額の収入金額があったものとして課税される。この収入金額は，発行会社の株価の動向や権利行使時期についての権利者の判断によって価額が変動するものの，発行会社が権利行使による経済的価値を権利者に与えることを目的としている以上，その SO が発行法人の取締役や従業員に対して与えられたものであれば，役務提供の対価の一部にあたり，給与所得として課税されるとするのが判例⁽⁸⁾である。その結果，発行法人は「給与等」の支払いをした者として，給与等に関する源泉徴収義務（所税 183 条）を負うことになる。なお，権利者が権利行使により取得した株式を譲渡した際の譲渡所得の計算には，権利行使時の当該株式

(4) 原正子「所得税法施行令第 84 条の考察—個人に係る新株予約権の課税関係を中心として—」税大論叢 69 号 75 頁，161 頁（2011），中野百々造『会社法務と税務 [全訂第 5 版]』994 頁（税務研究会出版局・2012），太田洋・山本憲光・柴田寛子編集代表『新株予約権ハンドブック [第 5 版]』（商事法務・2022）348 頁，国税庁見解・前掲注（1）1 頁。

(5) 税理士法人山田&パートナーズ・優成監査法人・TFP コンサルティンググループ株式会社編著『新株予約権の税・会計・法律の実務 Q & A [第 7 版]』96 頁（中央経済社・2017），武田昌輔編『DHC コンメンタル所得税法』3206 頁。

(6) 大阪高判平成 21 年 10 月 16 日訟月 57 卷 2 号 318 頁（原審，大阪地判平成 21 年 1 月 30 日訟月 57 卷 2 号 344 頁）参照。

(7) これに対して，収入金額の算定の細目と同時に課税時期をも定めた規定と理解する立場として，原・前掲注（4）136～137 頁参照。

(8) 最判平成 17 年 1 月 25 日民集 59 卷 1 号 64 頁。以下，「平成 17 年最判」という。

の時価が取得価額とされる（所税令 109 条 1 項 3 号）。

行使時課税説は、信託型 SO についても、ここで触れた税制不適格 SO と同じ法律構成により行使時に課税がなされると解する考え方と言ってよい。その具体的な内容の検討は、後に行なう。

2 不課税説の考え方

不課税説は、信託型 SO が、まさに信託を用いた仕組みであることに着目した課税関係の理解に立つ立場である。信託型 SO は、【事例】にあるように、信託契約発効時に受益者もみなし受益者もない受益者等不存在信託を用いて仕組まれる。この受益者等不存在信託は、法人税法上は法人課税信託（法税 2 条 29 号の 2）の一種であるが（同号ロ）、他の法人課税信託（同号イ、ハ）とは異なる課税ルールが適用される。

まず、他の種類の法人型課税信託の委託者が資産の信託をした場合には出資があったものとみなされ（所税 6 条の 3 第 6 号、法税 4 条の 3 第 9 号）、課税関係が発生しないのに対し、受益者等不存在信託については、委託者が資産の信託をした場合に受託法人に対する贈与とみなされ（所税 6 条の 3 第 7 項）、受託法人への出資とはみなされない（法税 4 条の 3 第 9 号括弧書）。受託法人は会社とみなされるため（所税 6 条の 3 第 3 号、法税 4 条の 3 第 3 号）、信託への資産の移転には受贈益として法人税が課税される。また、受益者等不存在信託の存続期間中は、信託に帰属する収益・費用について、法人税法が適用され、法人税の納税義務を負う。

特徴的なのは、受益者等不存在信託に受益者（以下、「2」で「新受益者」という。）が現れた場合の課税関係である。新受益者の出現は、一定の場合を除き受益者等不存在信託の受託法人の解散とみなされる（所税 6 条の 3 第 5 号、法税 4 条の 3 第 8 号）、解散したとみなされる受託法人は、新受益者に対して信託財産に属する資産・負債を信託の種類変更の直前の帳簿価額により引継ぎをしたものとみなされる（法税 64 条の 3 第 2 項）一方で、新受益者が個人の場合、新受益者が受託法人から、信託の種類変更の直前の帳簿価額により、信託財産に属する資産と負債の引継ぎを受けたものとみなされる（所税 67 条の 3 第 1 項）。また、この引継ぎにより生じた収益の額は、総収入金額に算入しない（同条 2 項）。

この課税関係を信託型 SO に当てはめると、信託契約発効時に信託に移転された金銭について、受託法人が受贈益として法人税の納税義務を負う（この点については、行使時課税説も同じ結論である⁽⁹⁾）。法人税を納付した残額の金銭で発行会社から SO を取得することは、時価で

(9) なお、不課税説の立場から、行使時課税説に従って課税すると「二重課税」になるとの批判がなされることがある。これは、受託法人の法人税と行使時課税との関係をとらえたものと思われるが、行使時課税説によっても行使時の課税対象から（受託法人から引き継ぐ）SO の取得価額が控除されるし（本件規定 2 号参照）、そのことを踏まえて権利行使により取得した株式の取得価額は権利行使日の時価とされるため（所税令 109 条 1 項 3 号）、二重課税の問題は生じないと考えるべきであろう。

所得 税

の取得である限り、受託法人の納税義務を発生させない。その後、発行会社の役員等が受益者として指名されると受託法人は解散したものとみなされるが、受託法人の資産・負債は帳簿価額により新受益者たる役員等に移転され、かつ、それらは総収入金額に算入されないため、結局、役員等は、SO の付与時に信託から移転された SO について所得税の納税義務を負わない。

不課税説においては、課税時期は、権利行使により取得した株式の譲渡時であり、所得分類は、譲渡所得とされる。この説においては、役員が取得した SO に本件規定の適用はないと考えるため、その際の株式は、金銭の払込みにより取得した有価証券にあたり（所税令 109 条 1 項 1 号最初の括弧書参照）、かつ、新株予約権の行使により取得した有価証券にあたるから、その取得価額は、払い込んだ金銭の額、新株予約権の取得価額、および、払込みによる取得のために要した費用の合計額である（所税令 109 条 1 項 1 号）。所得税法施行令 109 条 1 項 3 号と異なり、この場合の株式の取得価額が権利行使日の株式の時価とされていないことから、この立場においては、権利行使時に課税がないものと理解される（行使時課税がなされると、譲渡所得との二重課税が発生するから）。なお、SO の取得価額は、受益者等不存在信託の課税関係で述べたとおり、受託法人から引き継ぐため、信託が発行人から取得した金額（取得時の時価）である。

Ⅲ 検 討

1 所得税法施行令 109 条 1 項 1 号をめぐる問題について

(1) 問題点と検討

Ⅱ 2 でみたとおり、不課税説の重要な根拠の 1 つは、所得税法施行令 109 条 1 項 1 号（以下、「1」で「本号」という。）にある。本号と同項 3 号との比較から、SO の行使時に課税がされないことが導出されているからである。

SO の権利行使時には、権利者と SO の発行人との間で行使価額の払込みと株式の交付という取引があり、SO の取得価額と株式の時価との差額は、この時点で所得として実現していると考えられる。また、この時点で、上場株式はもちろん、非上場株式であっても株式の時価を算定することは可能であり（非上場株式を役員給与として給付した場合、評価の困難を理由に課税しないことはありえない）、課税に困難もない。したがって、不課税説の立場に立てば、本号は、本件規定の適用のない、金銭の払込みにより取得した SO について権利行使時に実現した所得への課税を、譲渡時まで繰り延べていることになる⁽¹⁰⁾。

他方で、本号は所得税法 48 条の委任を受けた政令であり、その委任は「評価の方法の種類、その選定の手続その他有価証券の評価に関し必要な事項」（同条 2 項）に限られていて、有価証券に関連してすでに実現した所得の課税を繰り延べることは、明らかにその範囲外である⁽¹¹⁾。

それは、本件規定が、付与時に所得が実現しない内容の SO について、所得が実現する行使時の価額を、所得税法 36 条 2 項の細目として定めているのとは明らかに異なる。

したがって、租税法律主義の重要な内容である課税要件法定主義の下では、本号は権利行使時に所得が実現しない SO に適用される限りは適法であるが、権利行使時に所得が実現する SO に適用される場合には、課税繰延を生じさせる限度で、法律による委任の範囲を超えた規定として違法となると考えられる⁽¹²⁾。

この場合、権利行使時に所得が実現する SO の行使により取得した株式の取得価額については現行法では規定を欠くことになるところ、権利行使時の課税と、当該株式の譲渡時における譲渡所得課税との二重課税を避けるために、解釈によって、行使時に課税される収入金額と同額、すなわち、権利行使時の当該株式の時価と解することとなる。

(2) 行政先例法成立の可能性

租税法律主義との関係での本号の評価は (1) のとおりであるが、そのように考える場合には、もう 1 点、行政先例法との関係を検討する必要がある。

通説は、納税者に有利な内容である場合に限り、租税法における行政先例法の成立を認めている⁽¹³⁾。この立場に立つなら、これまでは信託型 SO は、権利行使時に給与所得として課税されるよりも、株式譲渡時に譲渡所得として課税される方が納税者にとって有利であると考えられてきたことから、本号の扱いが SO について広く、反復継続的に行なわれ、SO の課税に関わる人々が広く本号の内容が法であると確信している状況であるなら、本号を権利行使時に所得

(10) この点につき、新株予約権の行使によって取得した株式を所得税法施行令 109 条 1 項 1 号の対象としたのは平成 18 年改正であるが、その解説である『平成 18 年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会・2006) 154 頁には、その改正理由が示されていない。武田編・前掲注 (5)、3692 頁は、平成 18 年改正により同号の対象が「金銭」の払込みにより取得した有価証券に限られる旨が明示された点を指摘するが、新株予約権の行使により取得した株式がこの対象とされる理由を示していない。

また、原・前掲注 (4)、205 頁は、法人税法施行令 119 条 1 項 2 号が、所得税法と同様に、新株予約権の行使により取得した有価証券の取得価額を、払込みをした金銭の額、行使直前の新株予約権の帳簿価額、および、払込みに要した費用の合計額としている点を指摘し、「権利行使時点においては、新株予約権の時価発行による取得の場合であっても、有利発行による取得の場合であっても、何ら課税関係は生じない」とする。そしてその理由については、「これは、時価発行により新株予約権を取得していた場合については、正当な対価を払って取得した新株予約権につき、権利を行使したことにより新株予約権が株式に転換しただけであるからであり、また、有利発行により新株予約権を取得していた場合についても、新株予約権の取得時点において時価で取得したのものとして当該時価と実際に要した取得価額との差額については受贈益として課税されており、時価発行による場合と同じように取り扱われるべきだからである。」(下線は佐藤) と述べ、「権利を行使したことにより新株予約権が株式に転換した」ことが、所得の実現にあたるのがまったく意識されていない議論の進め方である。

(11) この点の基本的な発想は、研究会における渡辺徹也教授からのご教示にもとづいている。記して深く感謝申し上げたい。

(12) 大阪高判昭和 43 年 6 月 28 日行集 19 卷 6 号 1130 頁や東京高判平成 7 年 11 月 28 日行集 46 卷 10 = 11 号 1046 頁が採った考え方である。なお、本号を所得税法 68 条の委任を受けた規定と考えても、結論は変わらない。前掲注 (6) とそれに対応する本文参照。

(13) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』115 頁 (弘文堂・2021)。

が実現する SO についても適用すべきである（権利行使時に実現した所得は権利行使により取得した株式の譲渡時まで繰り延べられるべきである）との行政先例法が成立していることになる。

そして、もし、そのような内容の行政先例法が成立しているなら、その内容を変更することは、法律でなければ許されない。しかし、現状ではそのような立法はなされていないから、行政先例法が適用され、結果として不課税説に成立の余地があることとなる。

課税繰延が常に納税者に有利な結果となるかには検討の余地が残るし、SO の課税実務に疎い筆者には、行政先例法の成立を肯定するほどの本号の内容についての法的確信が実務界に存するか否かを判断する能力がないため、行政先例法の成立の有無については、本稿では判断を控えたい。

2 本件規定の適用の有無について

本稿とは異なり、所得税法施行令 109 条 1 項 1 号が信託型 SO に適法に適用されて権利行使時には課税が繰り延べられると考える立場、または、同号は適用されないが同号が適用された結果と同じ結果をもたらす行政先例法が成立していると考えられる立場に立つ場合、II における概観から、行使時課税説と不課税説の大きな違いは、信託型 SO に本件規定が適用されると解するかどうかにあることが明らかになった。そこで、次に、この点を検討してみよう。

本件規定の適用要件のうち、譲渡に制限がある（上記 II 1 の②）点は、信託型 SO について当てはまりうる。また、取締役や使用人に対して与えられる SO が、役務提供の対価でありうる（上記 II 1 の③）もたしかであろう。そこで、もっとも問題となるのは、信託型 SO の仕組みで、SO が「発行人から……与えられた場合」（上記 II 1 の①）と言えるかである。

（1）事実評価の観点

この点、形式的に見ると、【事例】の SO が発行会社である P 社から付与されたものとは言えない。信託の法律関係を見れば、委託者は個人 G であるから、後に指定される受益者 A の信託に関する利益は、G から与えられたものとするのが、信託課税の基本的な立場である（相税 9 条の 2 第 1 項参照）。この立場は受益者等不存在信託に関する特例においても変わりはない（相税 9 条の 4 第 1 項）。逆に、受益者等不存在信託に関する特例において、後に現れる受益者が委託者ではなく、抽象的な「個人」から利益を贈与により取得したものとみなされる場合（相税 9 条の 5）においては、その旨の明文の規定があること（これは、委託者死亡後に受益者が出現する場合などを考慮して明文を置いたものと解される）に鑑みると、そのような明文の規定なくして、委託者以外の者から受益者が受益権を取得したと解することは困難である。

この議論に対しては、形式的にすぎて信託型 SO の実態にそぐわないとの批判がありうる。個人 G の出捐によるものとしても、個人 A が SO を取得し、さらには権利行使益を得ることが

できるのは、SOの発行会社であるP社の意思（それは、実質的にはGの意思であろう）によるものである点に着目すれば、Aは発行会社から権利を付与されたのと実質的に同じである、との内容の批判となろう。

しかし、利益の移転を論じる際に、誰の出捐かを無視することは適切とは言えない。100%親会社の判断で、子会社に同社の取引先に金品を贈与（交際費の支出）させた場合に、それは親会社からの贈与とはならない。信託型SOでも、委託者が発行会社自身である場合には、個人によるSOの取得を発行会社からの付与と解する余地があるが、委託者が発行会社以外の場合に、その立論は成り立たない。

さらに独立した法人格を有する子会社と信託とは同様に論じられないとの批判があるとしたら、それは、「信託について、特に法的構成を離れ経済的実質を重視する立場」の再来と思われる。完全支配関係にあるとしても、親会社と子会社が別個独立の法人格を有することは、オーナー経営者である個人GとGを大株主兼経営者とするP社とが別個独立の法人格を有することと、何ら変わりはないからである。したがって、信託型SOでも発行会社が権利者に権利を付与したことになると解する立場は、信託課税の場面において、ことさらに信託の法律関係（私法関係）を離れて、GとP社とを一体と考え、P社の意思による利益移転であることを重視する立場だと言わざるを得ない。信託に関する収益等の帰属が、いわゆる法律的帰属説を定めた所得税法12条の例外として経済的帰属説により定められている（所税13条）との理解と結びつきやすいものか、かつて、わが国の信託をめぐる税制において、経済的実質を重視する考え方が採用されていたと思われるが、現行の信託法、および、信託税制の下で、そのような経済的実質を重視する立場はとり得ないと言うべきである⁽¹⁴⁾。

なお、ここでの議論とは逆に、すべては個人Gの意思であり、GがP社にAに対してSOを付与させるにあたり、本件規定の適用を免れるためにわざわざG自身の出捐による信託の形式を用いたと解することは、そのような信託型SOを租税回避の一種と位置付けるものであるところ、それへの対処として本件規定の適用にあたって（GとP社が一体であるとの）ことさらに実質的な事実評価を行なうことは適切ではない。許容できない租税回避であれば、個別的否認規定を立法するのが筋であり、また、会社がオーナー経営者の意のままに用いられ、課税の公平が害される場面への対処としては、同族会社の行為計算否認規定が用いられるべきである。

（2）受益者等不存在信託の「代替課税」の考え方

次に、受益者等不存在信託の基本的な考え方を、「信託の設定時から受益者等が明らかになっていればその受益者等に課税していであろう所得（略）について、受託法人に対しいわば代

(14) 佐藤英明『新版 信託と課税』422頁（弘文堂・2020）参照。

(15) 『平成19年版改正税法のすべて』322頁（大蔵財務協会・2007）。

(16) この考え方に対する批判としては、佐藤・前掲注（14）、548頁以下参照。

替的に課税を行っていたもの」⁽¹⁵⁾と考えるなら⁽¹⁶⁾、信託設定時から受益者が明らかであった場合との比較も有益であろう。委託者Gが個人Aを受益者とし、信託財産を現金50万円とする信託を設定し、その後信託財産でP社のSOを時価で買い入れて、これをAに分配した場合を考えれば、P社に信託財産の運用の指図や具体的な信託財産の分配についての権限が与えられていたとしても、AによるSOの取得がP社からの付与によるものと構成する余地はない。

(3) 平成17年最判の援用の可否

さらに、平成17年最判に依拠し、信託型SOが全体として、AにSOを取得させ、権利行使益を得させる目的のものであり、Aもそのことを承知して受益者となったのだから、AはP社からSOを付与されたと見るべきだという立論については、同判決のその理由付けは、(発行会社の株価の動向や権利行使時期についての個人の判断に左右されるとしても)権利行使益全体がSOの発行会社から与えられた利益と言いうるとの結論⁽¹⁷⁾を導くロジックであって、「誰が」SOを与えたかとの議論を支えるロジックではないことを指摘しておきたい⁽¹⁸⁾。

(4) 小括

以上に述べたとおり、信託型SOは「発行人から……付与された」権利ではないため、本件規定の適用対象ではないと解すべきである。したがって、純粋な行使時課税説は採用できない。

その結果、不課税説の結論となるか否かは、前述した(1(2))行政先例法の成立の可否による。行政先例法が成立していれば不課税説の結論となり、成立していなければ、結果として行使時に課税されることとなる。

3 給与所得該当性について

2での議論にもかかわらず、実質的に見て信託型SOに本件規定を適用する立場に立つ場合の権利行使時課税や、後に述べる不課税説における付与時課税の可能性を考えると、それらの利益の所得分類も問題となりうる。

2で述べたように、委託者が個人Gである信託型SOに関する利益はGから与えられたものと考えべきである。しかしそのことは、個人Aが受ける利益が給与所得に該当しないとの結論に直結するものではない。

周知のとおり、平成17年最判は、100%子会社(引用中A社)の代表取締役が親会社(引用中B社)から与えられた親会社のSOについて、

「B社は、A社の役員の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができ

(17) 増田稔・判解、最判解民事平成17年度(上)39頁、48頁以下(2008)にいう「給付該当性の問題」の結論である。

(18) なお、平成17年最判の事案では、「誰が」SOを与えたかは論じられていない。

るのであって、〔納税者〕は、B社の統括の下にA社の代表取締役としての職務を遂行していたものといえる。そして……B社は、〔納税者〕が上記のとおり職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度に基づき……〔納税者〕に対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益が〔納税者〕が……職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らか」（である）

と判示し、それが給与所得に該当すると判断した。また、同判決の調査官解説では、この点について、「外国法人の株式保有率が100パーセントを下回る場合であっても、当該外国法人が被付与者の勤務する会社を実質的に支配していると見ることができる限りにおいては、本判決の射程は及ぶものと解される」⁽¹⁹⁾との見解が示されている。

この判例および調査官解説の考え方に従うと、P社のオーナー株主である個人Gが実質的にP社を支配しているのであれば、P社への労務提供についてGがAに与えた利益は、Aの給与所得に該当すると判断すべきであろう。

ただし、このように考えると、不課税説におけるSO付与時（信託終了時）に、Aに課税がなされる可能性が生じる。それは、受益者等不存在信託に受益者が現れた場合の課税について定める所得税法67条の3第2項が、この場合に受益者が受ける収益の額について「各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない」と定めている点に関係する。

給与所得については「収入金額」しか観念されず（所税28条2項）、所得税法は一般には、総収入金額と収入金額を書き分けているから（36条1項参照）、規定の文言を厳密に読めば、所得税法67条2項は給与所得に適用されない。したがって、この場面で課税関係が発生する可能性がある⁽²⁰⁾。ただし、その場合であっても、同条1項の適用はあるから、受益者は資産・負債の帳簿価額によりそれらを受託法人から引き継ぐ。そのため、受益者の給与所得の収入金額に算入されるのは、受託法人におけるSOの取得価額（【事例】では50万円）となる。一定のSO等について付与時課税を控える理由の1つが、その評価の困難性にあったことを考えると、この場面での課税は容易であり、控える必要はないこととなる。

他方で、そのようにして課税対象となったSOを、結局行使することがなかった場合については、法人と異なり、個人では課税関係の修正が困難であること⁽²¹⁾を重視し、また、SOの付与による利益が事業所得、不動産所得、雑所得にあたる場合と給与所得にあたる場合との課税の結果の不公平をも考えると、上記条文の「総収入金額」には「収入金額」も含まれると解し、不課税説における付与時課税を控える解釈論も有力と言えよう⁽²²⁾。

(19) 増田・前掲注(17), 54頁。

(20) 同様の条文の文言の問題は、所税44条の2第1項にもある。佐藤英明『スタンダード所得税法〔第3版〕』277頁参照（弘文堂・2022）。

(21) 原・前掲注(4), 208～209頁参照。

4 源泉徴収義務について

3で見たように個人Aに与えられる利益が給与所得に該当する場合には、その「支払者」は源泉徴収義務（所得税 183 条）を負う。前記 2 と結論を異にし、P 社の意思により A に与えられた SO は「発行会社から与えられた場合」にあたと評価して本件規定を適用するとしても、その原資の出捐者（負担者）が個人 G である以上、その「支払者」は P 社ではなく G だと考えるべきであろう（いかに信託の私法関係を経済的実質に応じて柔軟に理解するとしても、G が対価を負担した SO を P 社が支払うとの構成には無理があると考え）。不課税説において、付与時課税を行なう場合も同様である。この場合に、原則どおりと考えれば、G が源泉徴収義務を負うこととなる（A は G の家事使用人ではないから、所得税 184 条の適用はない）。

SO 付与とは別の契約で、権利行使時に徴収税額相当額の現金を A から G に支払わせることを義務付けるなどの方法により、G の実際上の困難を緩和ないし排除することも考えられるが、それが A に大きな負担を強いる結果となることを考えると、個人 G に多額の源泉徴収義務を負わせるのは適当ではないとも言う。

その場合に、まず参照されるべきは、最判平成 23 年 3 月 22 日（民集 65 卷 2 号 735 頁）である。強制執行により給与債権が満足を得た場合に、使用者に給与所得の源泉徴収義務があることを肯定した本判決において、給与等の「支払いをする者」とは、給与等の支払債務を負い、一定の行為・事象によってその支払債務が消滅する者をいうものと解される。したがって、G と A との間で、SO の権利行使益に相当する給与の支払債務を G が負うとの法律関係が成立していない場合には、源泉徴収義務との関係では、G は給与等の支払者に該当しないことになる。G と A との間には直接の委任契約や雇用契約のような関係はないこと、および、信託型 SO の仕組みにおける G の債務は信託契約にもとづいて受託者に金銭を移転させることにとどまり、それ以上、私法上の債務を負わないと解する余地が大きいことを考え合わせると、G の源泉徴収義務は否定されることになろう。

なお、最判昭和 37 年 2 月 28 日（刑集 16 卷 2 号 212 頁）を引用する最判平成 23 年 1 月 14 日（民集 65 卷 1 号 1 頁）の立場からも、G と A との間に「使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係」はないと評価することが許されよう。

IV 事例の検討

本稿における議論を、【事例】に即してまとめておこう。

(22) ただし、抽選前の宝くじ 10 枚（時価合計 3,000 円）を賞与として与えられ、それが給与所得の収入金額に算入された後、10 枚ともハズレだった場合に課税関係の修正が必要ないと考えれば、SO の場合にも課税関係の修正は必要ないとする余地があるように思われる。

(1) 令和元年の課税関係

まず、令和元年に発効するX信託には、受益者はいない。また、委託者GがX信託から何らの利益も受けることはなく、かつ、信託を変更する権限を有していないから、Gはみなし受益者ではない（所税13条2項参照）。したがって、X信託は受益者等不存在信託であり（法税2条29号の2ロ）、成立時にGが信託に移転した「50 + a」万円は受託法人の受贈益として法人課税の対象となる。その税額をa円としよう。

X信託は令和元年中に、Gが信託に移転した金銭のうち、納付すべき法人税額を除く50万円で、時価50円のP社の本件SOを1万個購入したが、これは時価取引であるから、X信託の受託法人の法人税の課税関係に影響を与えない。また、信託の委託者であるGと、信託の受益者指定権者兼信託管理人であるP社にも、課税関係は発生しない。

(2) Aの課税関係

令和3年に、Aが受益者に指定されたことから、租税法上、X信託は受益者等不存在信託から受益者等課税信託に種類が変更され、AがX信託の種類変更の直前の帳簿価額により、本件SO1万個を引き継ぐこととされる。この本件SOは給与所得に該当すると考えられることから、この場面での収入の総収入金額不算入を定める所得税法67条2項の文理から同項が適用されず、この時点でAが課税されるという立場も成り立ちうるが、同項の適用があり、Aに課税関係は生じないと考える方が穏当であろう。なお、課税される場合には、Aの給与所得に50万円（信託の種類変更直前の本件SOのX信託（受託法人）における帳簿価額。所税67条1項）が加算される。また、AはX信託が本件SOを取得した令和元年中にSOを取得したものとされる（所税令197条の3第2項）。

令和4年にAは本件SOを行使し、1株あたり200円を払い込んでP社株式1万株を取得している。国税庁が公表した見解によれば、本件SOには本件規定が適用されるため、行使時に課税がなされる。その場合、本件株式の行使時の時価800円から本件株式の取得価額50円と行使時の払込金額200円を控除した、1株あたり550円、合計550万円がAの所得とされる。その所得分類は、国税庁の見解によっても、また、本稿の検討結果によっても、給与所得である。

他方、本稿の検討結果に照らせば、本件SOは個人Gの出捐により取得されたものであるから、本件規定の「発行人から……権利……を与えられた場合」との要件を満たさず、本件規定の適用はない。ここで、後にAが本件株式を譲渡した場合の取得価額に関する規定（所税令109条1項1号）が本件SOに適法に適用される、または、同規定と同じ内容の行政先例法が適用されるとする立場に立てば、行使時に実現した所得は課税が繰り延べられ、権利行使時点でAに課税関係は発生しないと考えることになる。

他方、本稿の検討結果によれば、そのような行政先例法が成立していない限り、本件SOは

所得 税

行使時に所得が実現しているから所得税法 36 条 1 項により行使時に課税されるべきであり、課税繰延につき法律の個別的な委任を受けていない所得税法施行令 109 条 1 項 1 号により課税が繰り延べられることはない。その際の所得金額は、権利行使時の権利行使によって取得した株式の時価 800 円から、A が X 信託から引き継いだ本件 SO の取得価額 50 円、および、権利行使時の払込金額 200 円の合計額を控除した 1 株あたり 550 円、合計 550 万円となる。

なお、国税庁の見解によれば、A に給与が支払われているので、その「支払者」は源泉徴収義務を負う。国税庁の見解によれば、この源泉徴収義務を負うのは、本件 SO の発行人である P 社である。これに対して、本稿の検討結果によれば、P 社を本件規定における、A に権利を与えた発行人と評価する場合であっても、その給与所得は G の出捐に由来するものである以上、源泉徴収の規定（所税 183 条）の適用上、P 社を給与等の「支払者」と解することはできない。他方で、直接の雇用関係等がない G と A との間で、G が A に対する給与支払債務を負い、A の権利行使によって G のその債務が消滅するとは構成できないため、G も源泉徴収の制度における給与等の「支払者」には該当せず、源泉徴収義務を負わないと解される。

令和 5 年に A は本件株式を譲渡している。この場合の譲渡所得の金額の計算上、取得価額に算入される金額は、権利行使時（令和 4 年）に給与として課税されるとの立場に立てば、権利行使時の本件株式の時価である 1 株あたり 800 円、合計 800 万円となる（行使時課税説によれば、所得税法施行令 109 条 1 項 3 号が根拠となり、本稿の見解であれば解釈による）。

他方、権利行使時に課税されないという見解の下では、A が X 信託から引き継いだ本件 SO の取得価額 50 円と権利行使時の払込金額 200 円との合計額である 1 株あたり 250 円、合計 250 万円となる（所得税法施行令 109 条 1 項 1 号、または、それと同じ内容の行政先例法が根拠となる）。

（3）事実関係が異なる場合

【事例】において、令和元年における X 信託の委託者が P 社であり、委託者 P 社の指示によって受託者 T 社が本件 SO を購入し、また、P 社の指示によって受益者が A と定められた場合には、本件規定において A が発行会社である P 社から本件 SO を与えられたと評価するとしても、過度に実質主義的な評価とまでは言えない。そのため、【事例】に関する国税庁の見解どおり、行使時に A に給与所得としての課税がなされる。その場合、源泉徴収義務を負うのは、信託に信託財産を出捐し、かつ、A との間に直接の委任契約等の存する P 社である。

他方、X 信託における受益者指定権者兼信託管理人が P 社ではなく、委託者たる個人 G の資産管理会社である場合、本稿の検討結果の当てはめにつき結論に影響はない。また、国税庁の見解によっても結論は変わらない（A に行使時課税がなされる）ものと推測されるが、その場合には、「オーナー経営者である個人 G と P 社との一体性」などを強調する、より経済的実質を重んじる当てはめがなされることとなろう。

V 結びに代えて

国税庁の見解の公表により、今後、信託型 SO が新たに採用されることはないと思われる。その意味では、本稿は実務上大した意義を持たないが、一時期、わが国において多用されていた類型の SO に関する課税関係の整理としては、何らかの意味を持つことが期待される。

共同相続による債権債務の混同と相続税

早稲田大学名誉教授 首藤重幸

事例

設問 1

Aは、相続人として子のBとCがいるが（相続人はBとCの二人のみである）、Aは自己の銀行口座から合計で2,000万円が不正に引き出され、それがBの口座に移されたことを知った。この点をAと同居しているBに問いただしたところ、BはAの銀行カードの使用や委任状の偽造により不正にAの銀行口座から金員を引き出したことを認め、その金員の全額をすでに費消したと述べた。Aは、将来における相続の問題もありBとC、さらに弁護士も加えて、不正に費消された2,000万円をどのように処理するかについて協議をしたが、その処理についての合意は成立しなかった。その協議の場においてAは、親子ということもあり、Bに対して不正に費消された金員の返還を主張したという事実はなかった。

その後、不正に費消された金員についてのAとB、Cの協議は続いていたが、結論は出ないままにAが死亡し、相続が開始されることとなった（遺言はない）。弁護士によれば、続けられた協議においても、返還する経済的能力がBには乏しいとの配慮があったのであろうか、Bに対する積極的な返還要求はなかったとのことである。

被相続人Aは、生前、D病院の院長Eに運営資金として1,000万円を貸し付けている（「本件貸付金」）と相続人に話をしてしたが、金銭消費貸借契約書を含め、本件貸付けの事実を証明する明確な資料がなく、Eも本件貸付金の事実を否定していた。ただし、D病院の会計帳簿に、この貸付金と同額の借入金の存在をうかがわせる数字が記載されていた（この帳簿の、当該数字にかかる摘要欄には入金の手先の記帳はなく空欄となっていた）。

- ① 親子関係において、金銭の貸し借りが存在している状況で、親の死亡により複数の相続人のもとで相続が開始された場合、この貸し借りは相続税法上、どのように一般的に評価されるであろうか。もちろん、親が貸し手である場合と借り手である場

合がある。

- ② Bによって不正に費消された2,000万円は、本件相続にかかる相続税の算定において、どのように評価されるであろうか。
- ③ もう一人の共同相続人であるCには、このAの預金がBによって不正に費消されたという事実が、相続税の算定にあたって、どのような影響を与えるであろうか。
- ④ 相続が開始される寸前の段階で、Bには2,000万円を返還することが経済的に困難であったという事情が存在する場合、このことは本件相続における相続税の算定に影響を与えるであろうか。この返還の困難という判断については、Bが不動産などの相続の可能性があることなどは考慮されるであろうか。
- ⑤ イ) 本件相続においてCは、当初の相続税の申告では、不正に費消された預金2,000万円の返還請求権は相続による混同で相続財産を構成しないものとした上で、Aから院長Eへの本件貸付金を相続財産に含め、他の相続財産と合計し申告書を作成していた(「当初申告」)。しかし、その後、CはAからEへの本件貸付金の事実は存在しないと考えるようになり、この本件貸付金が存在しないことを理由とする更正の請求をおこなったが、課税庁から更正すべき理由がない旨の通知処分がなされた。この処分に対してCは、不服申立てをすることはなかった。
ロ) この通知処分の後、課税庁は、本件貸付金のみでなく、不正な費消に対する返還請求権をAの相続財産と認定して、Cに対し、当初申告の申告額を超える増額更正処分(「本件増額更正処分」)を行った。
ハ) 本件増額更正処分に対してCは、不服申立てを経て、取消訴訟を提起した。この取消訴訟において取り消しを求めている増額更正処分は、当初申告を超える部分に対するものとなっている。さて、この取消訴訟においては、本件貸付金の不存在を理由とする更正の請求を認めなかった課税庁の通知処分に対して不服申立てがなされていないのであるから、本件取消訴訟の審理においてCは、本件貸付金の不存在を主張できないのではないかということが問題とされた。さらに、主張しうるとしても、貸付金の不存在についてCに立証責任があるのではないかという点も問題とされた。
ニ) この主張の制限や立証責任の問題を、どう考えるべきであろうか。

設問2

被相続人Fは、生前、子の相続人G(相続人はGとFの配偶者Hの二人)がFの土地上新築した本件建物を購入したが、その代金(8,000万円)のGへの支払いについては、そ

の売買代金を金銭消費貸借に置き換える準消費貸借契約を締結して支払う（「本件金銭債務」）ことにした。Fは、自分の死後に、そこで障害者の配偶者が生活できるように設備の整った（エレベーターの設置など）本件建物を購入したと説明しており、生前、その家屋を使用したことはなかった。そして、この支払義務（購入金額全額相当分）が履行されないまま、購入の数か月後にFが死亡し、相続人間の合意により、Fの財産はすべてGが相続することになった。Fが購入した本件建物の、相続開始時の通達評価額は3,000万円であった。

この建物の購入代金の支払義務を準消費貸借契約による支払義務に転換する方法は、M税理士の提案に従ったもので、M税理士も自らが提案したものであることを認めている。

このような場合の、本件金銭債務の相続税法上の取り扱いは、どのように評価されるべきものであろうか。

I はじめに

親子間においても、多様な形態で金銭の債権債務関係が成立する。親子間に、贈与ではない、金銭の債権債務関係が成立していると考えられる場合において、その関係が消滅する前に相続が開始されると、民法的評価においては当該債権債務の「混同」（民法520条、物権の混同については同法179条）という法律効果が発生することになる。

混同とは、権利とそれに対応する義務もしくは負担が同一主体に帰することをいい、この混同によって、対応する権利と義務が消滅する（ただし、債権が第三者の権利の目的になっているときは消滅しない⁽¹⁾）。このことから、混同は物権と債権とに共通する消滅原因であるが、債権における混同は、債権と債務が同一人に帰するということであり、自分が自分に給付を請求するというのは無意味であるということを理由とする。債権の混同が生ずる代表的な例が、債務者が債権者を相続する場合である。しかし、親子間で金銭の債権債務の関係が成立している状況で相続が開始したことにより、民法上の混同が生じたことを、そのまま相続税法上の相続財産の範囲の評価にも連動させ、当該債権債務が消滅したものとして、それらを相続財産から離脱させることにはならない。

本事例では、親子間での金銭債権債務が相続で混同して消滅した場合の、相続税の取り扱いについて検討していく。なお、今回の本事例では、親子間の金銭債権債務が相続によって混同して消滅する場合の相続税法上の取り扱いを検討対象としているが、租税法領域において、混

(1) 林良平・石田喜久夫・高木多喜男共著『債権総論 [改訂版]』（青林書院、1982年）339頁。

同による課税上の取り扱いが問題となる場合はかなり広範に存在している。例えば、相続による混同においても、相続による混同により借地権が消滅する場合の貸宅地の相続税評価の問題、所得税法における譲渡所得の計算につき土地所有者が借地権を消滅させた（混同）後に、土地を譲渡した場合の底地部分と借地権部分への収入金額の按分（所基通 33-11 の 2 参照）やそれぞれの取得費の区分（同 38-4 の 2 参照）⁽²⁾というような問題もある。

II 混同と相続税の基本的構造と問題

1 民法における金銭債権債務の共同相続

本事例で設定したタイプの金銭債権債務の混同による消滅と相続税の関係を検討する前提として、遺産分割前の可分的金銭債権債務の複数の相続人（共同相続人）への帰属の法的性格を確認しておく必要がある。

共有説と合有説 相続開始後、共同相続人による遺産分割が協議や審判によって完了するまで、相続財産の共同相続人への法的帰属関係の性格の理解については、周知のように共有説と合有説の対立がある。この両説の対立は、遺産分割前における個々の相続財産上の処分自由の持分を認めるか否か、そして、複数の相続人に共同で相続された可分的（金銭）債権債務につき相続による当然の分割帰属を認めるか否か、という二つの問題の結論について最も顕著な差異を生じさせる⁽³⁾。

そもそも、財産の共同「享有」の形態には、総有、共有、合有の三つの形態がある⁽⁴⁾。目的物全体を権利者全体が利用する形態で、権利者相互間に利用権能の割合が決められていないものが総有である。これと対極をなすものとして、権利者がそれぞれの割合で示される持分を有し、その持分に応じて使用・収益・負担を負うものとされる形態が共有（持分的共有とも呼ばれる）である。そして、この総有と共有の中間に、共同の権利者はそれぞれの持分を有しているが、その持分の自由処分は全員のために著しく制限されている共同所有の形態として合有がある。

分割前の共同相続における相続財産の法的性格については、相続人全体の利益のみならず、相続債権者の保護等のためにも、持分の自由処分については制約がなされるべきとの観点から、学説においては合有（的性格を有するもの）と見る説（合有説）が有力である。しかし、判例は、民法 898 条 1 項の「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」との規定

(2) 関根稔「民法上の『混同』をめぐる課税関係」（税理 39 巻 16 号、1996 年）173 頁以下では、混同による所得税法上の興味ある問題が検討されている。

(3) 中川善之助・泉久雄『相続法 [第 4 版]』（法律学全集 24・有斐閣、2000 年）222 頁以下。

(4) 以下の三つの形態の説明は、中川・泉・前掲（注 3）220 頁以下の叙述に依拠した。

における共有の意義を、上記の三つの類型のなかの共有とする立場（共有説）に立っている。

昭和 29 年最判 本事例の検討対象である金銭債権の共同相続につき、最高裁昭和 29 年 4 月 8 日判決（民集 8 巻 4 号 819 頁）は、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じた権利を承継するものと解するを相当とする」と判示して、可分的金銭債権は遺産分割の手続きを待つまでもなく、法律上当然に相続分に従い分割され、各共同相続人に帰属するものとした（共有説）⁽⁵⁾。この最判の事案は損害賠償請求権の共同相続にかかるものであるが、そこで示された法理は可分的金銭債権である貸付金債権の共同相続にも適用される⁽⁶⁾。

イ) 金銭債権の共同相続 金銭債権の相続人が複数いる場合には、被相続人の金銭債権は準共有（民法 264 条）とされ、遺産共有の対象となるように思われるが、その性格から遺産分割の手続きによって分割されるべきと考えられる金銭債権⁽⁷⁾を除いて、判例・通説は多くの金銭債権につき、これを可分債権とした上で、民法 427 条（数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。）を適用して処理するものとして、遺産分割の手続きを待つまでもなく、法律上当然に相続分（法定相続分、指定相続分）⁽⁸⁾に従い分割され、各共同相続人に帰属する⁽⁹⁾。

(5) 潮見佳男『詳解 相続法 [第 2 版]』（弘文堂、2022 年）194 頁。この昭和 29 年最判の意義については、宮本誠子「金銭債権の共同相続」（民法判例百選Ⅲ 親族・相続 [第 3 版]、2023 年）140 頁以下等参照。

(6) 最高裁大法廷平成 28 年 12 月 19 日決定（民集 70 巻 8 号 2121 頁）は、金銭債権である預貯金債権の共同相続につき、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当であるとして、金銭債権の共同相続の法的性格についての従来の最高裁判決を変更した。ただし、従来の最判変更とはいっても、この平成 28 年最大決は、可分的金銭債権の共同相続に関する一般的性格を判示した昭和 29 年最判を変更するものとはなっていないことから、預貯金債権以外の金銭債権について、その射程は及ばないものと理解されているようである。平成 28 年最大決の意義については、白石大「預貯金債権の共同相続」（民法判例百選Ⅲ 親族・相続 [第 3 版]、2023 年）142 頁以下、宮本誠子「普通預金債権・定期預金債権は遺産分割の対象となるか」（平成 29 年度重判・ジュリスト・1518 号、2018 年）85 頁以下等参照。

平成 28 年最大決により、遺産分割前に共同相続人は単独で預貯金を払い戻すことができなくなったことで生じる不都合への対応策として、平成 30 年の民法改正により新設された民法 909 条の 2 は、遺産の分割前でも共同相続人が単独で、一定限度額の範囲内で預貯金債権の払い戻しを求めることを認めた。

(7) 預貯金債権のほか、株式、投資信託受益権、個人向け国債などがこれに該当する（これについて詳しくは、潮見・前掲（注 5）200 頁以下参照）。

(8) ここにいう相続分は具体的相続分ではなく、法定相続分、指定相続分である。具体的相続分とは、法定相続分を特別受益や寄与分などを考慮して調整・修正した相続分である。

なお、昭和 29 年最判での「…各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」との判示部分では、単に「相続分」というのみであるから、これに法定相続分のみでなく指定相続分が含まれるかは明確ではないが、含まれるものと解されているようである（その論拠については、潮見・前掲（注 5）195 頁参照）。

(9) 潮見・前掲（注 5）193 頁以下。

金銭債権の遺産分割対象への組み入れ 問題は、共同相続人全員の合意があれば、可分的金銭債権を遺産分割の対象に組み入れることができるかである。遺産分割における共同相続人間の利害調整のためには、金銭債権は当然に分割されるとするのではなく、遺産分割の対象にするのが適切な場合がある⁽¹⁰⁾。これについては、協議によるばかりでなく、家庭裁判所での審判においても、共同相続人全員の合意があれば、当然に分割されたものとせず、可分的金銭債権を遺産分割の対象に含められるというのが実務上の取り扱いである⁽¹¹⁾。なお、法定相続分によらない可分的金銭債権の分割を共同相続人間で内部的に合意したとしても、当該債権の債務者が相続人以外の第三者である場合には、この法定相続分を超える部分について当該債務者に主張しうるためには、債務者の承諾などの対抗要件を備えておかなければならない⁽¹²⁾。ただし、本事例では、債務者が共同相続人であることから、このような債務者が第三者である場合の対抗要件のことは配慮する必要がない。

ロ) 金銭債務の共同相続 被相続人が相続開始時に負担していた債務の承継は、指定相続分又は法定相続分により承継することになる（具体的相続分によるのではない）。

承継する債務が可分的金銭債務である場合には、各相続人はその法定相続分に応じて債務を相続する。相続分の指定（又は包括遺贈）によって各相続人の承継が定められたときは、各相続人の負担部分はその承継割合による（被相続人は積極財産と異なる割合で消極財産（債務）の相続分の指定をすることはできない）。可分的金銭債務の共同相続については、相続による当然分割は認めるべきではないとするのが学説では有力とされるが、これに対しては、それによれば債権者は共同相続人全員に債権全額を請求できることになり、債権者が相続人の数だけ保証人を得たのと同じで、債権者があまりに優遇される等の理由から、判例は金銭債務の相続による当然分割の立場を維持している⁽¹³⁾。

金銭債務の遺産分割対象への組み入れ 可分的金銭債権につき、共同相続人全員の合意があれば、これを遺産分割の対象に組み入れることができることについては、上述のとおりである。このことは可分的金銭債務の共同相続についても認められ、遺産分割協議にあたり、協議分割・調停分割の際に共同相続人全員の合意があれば、これを遺産分割協議の対象とすることができる⁽¹⁴⁾。そして、当該債務の債権者が共同相続人以外の第三者である場合、共同相続人の内部的な合意を当該債権者に対応するためには、債権者の承諾などの対抗要件を備えておく必要がある。なお、この債権者の承諾に関して民法902条の2は、相続分の指定がなされた場合で

(10) 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続 [補訂版]』（東京大学出版会、2004年）403頁。

(11) 内田・前掲（注10）403頁、潮見・前掲（注5）198頁。福岡高裁平成8年8月20日決定（判例タイムズ939号226頁）は、金銭債権を家庭裁判所での審判における遺産分割の対象とすることを認めた。

(12) この対抗要件をめぐる問題と、その対抗要件を得る方式については、潮見・前掲（注5）198頁参照。

(13) 可分的金銭債務の共同相続の問題について、詳しくは内田・前掲（注10）406頁以下参照。

(14) 潮見・前掲（注5）221頁以下。

も共同相続人に対して法定相続分に応じて権利行使ができるとした上で、債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでないとして規定している。

2 共同相続における金銭債権債務の混同と相続税

(1) 金銭債権債務の混同と相続財産評価

前述のように、混同とは、権利とそれに対応する義務もしくは負担が同一主体に帰することをいい、この混同によって、対応する権利と義務が消滅する。この場合、権利が第三者の権利の目的になっているときは消滅しないが、本事例では、被相続人と相続人との間の債権債務を対象としていることから、この第三者の存在を問題にする必要はない。債権債務関係にある当事者が相続による被相続人と相続人の関係になって混同が生じる場合、何らの意思表示も必要なく債権債務は消滅する⁽¹⁵⁾。

さて、相続は被相続人の死亡によって開始し（民法 882 条）、相続人は相続の開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（同法 896 条）。そして、相続税法 22 条は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況によると定める。また財産評価基本通達 1（2）は時価の意義を、「課税時期」において不特定多数の自由な取引で通常成立すると認められる価額であり、その価額は通達評価額であるとする。この場合の課税時期とは、相続により財産を所得した日と定義され、それは被相続人が死亡した日である。

混同による賃借権の消滅と土地（底地）の評価 本事例では、相続による可分的金銭債権の混同による消滅の相続税課税への影響を検討対象としているが、それ以外でも相続による混同ということでは、例えば、父の所有する土地上に子が事務所兼自宅の建物を建て、適正な権利金⁽¹⁶⁾及び地代を支払うことによる借地権を有していた場合に、子が本件土地を相続することで混同により借地権が消滅したというときにも生じる。遺産分割で賃借人である子（相続人）が本件土地を取得することになっても、「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。」（民法 909 条）から、相続開始時に混同により借地権が消滅し、本件土地は相続開始時に自用地という形態になるとも考えられる。そうであれば、相続財産評価の関連では、相続した本件土地の相続税評価額は自用地評価になるのではないかという問題がある。もちろん、本件土地を子（相続人）が相続しても借地権者が相続人でないという場合や、本件土地を借地人たる相続人以外の共同相続人が取得するという場合には、取得した本件土地の自由

(15) 林・石田・高木・前掲（注 1）340 頁。

(16) 親子間での土地の賃貸借契約においては、権利金の授受はないのが通常であろうが、親子間で、使用貸借ではなく、賃借権が成立していることを明確にするため、権利金の授受があったものとする。

資産税

な使用が制限されるとして、相続税評価額の観点からは貸宅地としての評価減がなされる。可分的金銭債権債務の共同相続と相続税の関係を検討する本稿で、上記のような形態での借地権の混同による消滅と相続税評価に注目するのは、現行相続税法が基礎とする遺産取得税体系と関連付けながら、混同による消滅と相続税法における財産評価の対応関係の問題を再確認するためである。この視点が、本事例の検討にも関係してくる。

上記の混同による借地権の消滅と相続税評価額の問題につき、大阪国税局資産評価官「資産課税関係 誤りやすい事例（財産評価関係 令和5年分）」という資料の〔3-2〕に興味ある指摘がなされている。

この資料で「誤った取り扱い」とされているのは、「長男は、被相続人の所有するA土地上に事業用建物を建て、適正な権利金及び地代を支払うことにより借地権を有していた。長男はA土地を相続したが、借地関係が消滅することから、A土地を自用地として評価した。」というものである。

これに対する上記資料での「正しい取り扱い」は、借地権は混同により消滅するが、「これは、あくまでもA土地を長男が相続した結果生じる法律的效果であり、長男が取得したのは借地権が設定されたA土地である。したがって、A土地の評価に当たっては貸宅地として評価する（評基通25、民法179条）。」というものである。

上記の「正しい取り扱い」は、長男の借地権は相続による混同で消滅していることを認めている。相続人の借地権の存在により被相続人が所有する土地（底地）の利用が制限されているのは、被相続人が死亡する前の段階までであり、相続開始（被相続人の死亡）と同時に、当然に混同による借地権の消滅が生じ、相続人は借地権による制約のない土地（自用地）を相続するということになるのではないかと考えられる。また、戦後日本の相続税制が、戦前の「遺産税」から「遺産取得税」の体系に移行⁽¹⁷⁾したことにも留意する必要があるが、上記の「正しい取り扱い」にはこの点への関心が見られない。被相続人が生前に蓄積した富の社会への還元として相続税をとらえる遺産税ではなく、人が相続によって取得した財産を対象として相続税を課税する遺産取得税として構成される日本の相続税課税においては（実際には、現行相続税法が採用する法定相続分課税方式により修正されている）、相続による混同で生じる民法上の権利義務の消滅が、相続人の取得する相続財産にどのような増減（経済的価値の増減）を発生させているのか、そして、その相続財産の増減に対応して、同時にその増減を打ち消す「利得・損失」が相続人に発生しているのではないかと等が具体的に検討されなければならない。上記の相続による借地権の消滅のケースでは、借地人であった相続人は、相続開始の時点（同時に混同の発生）での、相続により取得した本件土地は、借地権による利用制限がなくなった自

(17) 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）691頁。

用地という性格を有するようにも思われる。

(2) 債権債務関係の当事者たる相続人とそれ以外の相続人（法定相続分による分属）

遺言による相続分の指定などがなく、相続財産である可分的金銭債権や相続債務である可分的金銭債務が法定相続分に従って共同相続人に分属するという場合、混同が生じる債務者たる相続人の課税関係と、債務者ではない相続人の課税関係を分けて考える必要がある。

イ) 共同相続における混同と債務者たる相続人 被相続人が相続人に対して可分的金銭債権を有したまま死亡して相続が開始すると、この金銭債権は当然に相続分に応じて分割され、各相続人に承継される。この場合、この承継された当該金銭債権に対応する部分の相続人の金銭債務と混同が生じて、民法上は金銭債権が消滅する。しかし、この相続を原因とする債務の消滅によって、相続人の貸金債務が消滅し、相続人自身の財産の減少を免れたことで、その免れた分に相続税にかかる担税力を見出しうる財産の増加と同視してよい結果が発生する。

ロ) 共同相続における混同と債務者でない相続人 混同に関わらない債務者ではない他の相続人には、その相続分に応じた金銭債権が承継されることになる。金銭債権（貸金返還請求権）として相続財産を構成し、相続開始とともに当然に相続分に応じて配分される。そして、その配分に相応する相続税の負担が全相続人に発生する（相続税負担の増加）。租税実務においても、このような考え方による取り扱いがなされているようである。

しかし、金銭債権であるから、相続開始とともに当然に相続分に応じて配分されとしても、債務者たる相続人には混同による債務の消滅での財産の増加を認識できるとしても、他の債務者ではない相続人には、金銭債権の相続分に対応する財産の増加は、相続開始時点では実際には実現していない。

実際には、承継した金銭債権の相続分に対応する金額を債務者たる相続人に請求して履行されることになれば、その分についての財産の増加が実現する。しかし、この請求が履行されるかについては極めて不安定な要素がある。債務者たる相続人が、この請求に応じない場合（裁判による実現は可能であるとしても）や、その請求に対応するだけの十分な資力を有しない場合には、承継した部分に対応する相続税の負担が増加する一方で、実際の債権の実現による財産の増加はないという不公平な事態が生じる⁽¹⁸⁾。

そこで、債務者たる相続人に他の相続人からの請求に対応する資力が十分でないという等の求償が円滑に実現しない状況が存在する場合において、上記の不公平を軽減する方法はあるだろうか。この点については、以下の「**3 混同による課税の不公平の是正方法**」において、若干の検討を行う。

(18) 佐藤孝一「租税判例研究 被相続人が共同相続人の一人に対して有していた金銭債権の相続（混同）と相続税の課税財産及び課税価格」（税務事例 47 卷 10 号，2015 年）9 頁以下は、この不公平の問題につき、これは遺産取得税体系を採用する現行相続税法の観点から問題であることを指摘している。

ハ) 共同相続人の一人が債権者である場合の相続による混同

相続人の一人が被相続人に対する可分的金銭債権を有している場合に、相続が開始することになれば当該債権債務の混同が生じることになる。可分的金銭債務の相続人への承継については、相続分（法定相続分又は指定相続分）に応じて各共同相続人に当然に分属することになることから、債権者たる共同相続人が承継する相続分に対応する金銭債務は、当該相続人の債権と混同により民法上は消滅する。この混同により消滅した（相続分に対応する）部分の被相続人の債務は、相続債務として相続財産から控除されないということになるのであろうか。

これについては、被相続人の金銭債務の一部が相続による混同によって民法上は消滅するとしても、債権者たる相続人が当該金銭債務の相続分に相応する相続財産の取得が実現しないという事実が変わりはなく、混同という事実が介在しても被相続人の金銭債務は相続財産から控除されることになる。

債権者ではない他の共同相続人にとっては混同が生じることではなく、通常金銭債務が相続分に応じて承継がなされることになる（結果は、債権者たる相続人と同様）。そして、共同相続人の内部関係においては、債権者たる相続人は他の各共同相続人に対して、それぞれが相続分に応じて承継した金銭債務の支払いを請求するということになる。債権者たる相続人は、混同により消滅した相続分に対応する自己の債権は実現できないという点に民法上の混同の効果が生じているともいえる。

3 混同による課税の不公平の是正方法

可分的金銭債権の債権者たる被相続人とその債務者である共同相続人の一人の間での相続による混同で、何らの経済的利得を獲得しない債務者でない他の相続人が、当該金銭債権が相続財産に加えられることで増加する相続税の増加部分を負担するのを回避する方法はあるであろうか。以下で、遺産分割、金銭債権の相続開始前の贈与の認定、相続開始時での金銭債権の回収困難状況の認定という対応策が考えられる。現実性があるのは遺産分割による対応であろうが、これにも若干の難点がある。

遺産分割 前述のように、可分的金銭債権の共同相続については、共同相続人全員の合意があれば、それを遺産分割の対象財産に組み入れて、遺産分割協議の対象とすることができると解されている。このことから、相続財産たる金銭債権の債務者である共同相続人に、他の共同相続人が相続分に応じて承継した債権の履行を求めても、その履行を十分に期待できない状況がある場合には、遺産分割協議により、当該金銭債権を債務者たる共同相続人が承継するという方法を選択することができる。これにより、混同に関わらない共同相続人の相続税負担を軽減できると思われるが、債務者たる共同相続人の履行を期待できないという状況において遺産分割の合意が形成できるか、またこの債権者たる共同相続人が相続税の納付を完遂できなけれ

ば、他の共同相続人に相続税の連帯納付責任が生じるということにもなる。

金銭債権の相続開始前の贈与 親子の間での金銭の貸借が清算されないままに相続が発生した事案を見ると、相続開始前に金銭債権相当額が債務者たる共同相続人の子に贈与されたと主張されるものが散見される。これは、債務者でない共同相続人が、被相続人から債務者たる相続人への贈与があったと主張するものであるが、一般的には贈与の存在を立証することは困難であり、債務者でない相続人からの、混同から生じる相続税負担の増加への対応策としては現実的なものではないであろう。

しかし、場合によっては、生前の被相続人が貸金の返還を請求しない行動と、それに対する相続人の対応を総合的に勘案して、贈与に関する黙示の合意などの存在が認定されるようなことも考えられないではない。この認定がなされれば、混同の対象となった貸金債権は相続財産から離脱するが、この贈与分は相続財産に持ち戻されることで相続財産が増加し、その増加分に関わる相続税の増額の影響を債務者でない相続人も受ける可能性がある。

債権回収が不可能又は著しく困難 相続財産を構成する被相続人の金銭債権につき、その課税時期において回収が不可能又は著しく困難という場合には、相続財産から除外されることになる（財産評価基本通達 205 参照）。相続開始（＝課税時期）の時点で、債務者たる相続人からの金銭回収が不可能又は著しく困難という状況になっていれば、混同によっても相続税法上は存在する金銭債権は相続財産を構成しないということになる。この場合には、債務者でない共同相続人は、混同にかかる相続税の負担の影響を受けないことになる。

被相続人の有する貸付金債権の回収が相続開始時において著しく困難という典型的ケースは、同族会社などへの被相続人たるオーナーの貸付金の回収という場面で見られるが、このようなケースも含め、財産評価基本通達 205 が例示する回収困難認定基準の厳しさや、その適用を判断した裁決や判例の動向を見る限り、混同にかかる債権が、相続開始時において回収が著しく困難と認定されるケースは、極めてまれなことであり、混同により債務者ではない相続人に発生する相続税の問題への対処策としては一般的なものとはなりえない。

4 不当利得返還請求権と混同

設問 1 を作成するについて参考にしたのが、東京高裁平成 23 年 11 月 30 日判決（税務訴訟資料 261 号順号 11821）である⁽¹⁹⁾。この判決の事案は複雑であるが、上記の問題と関連する部分のみを簡略化して紹介すれば次のようになる。

被相続人には、長男甲、次男乙、三男丙がいる。甲は、被相続人の銀行口座の預金を不正に自分の口座に移して、これを費消した。この不正を知った被相続人は、相続人に弁護士を加え

(19) 第一審判決は、東京地裁平成 23 年 5 月 17 日判決（税務訴訟資料 261 号順号 11688）。

資産税

て、その不正使用金の扱いを協議したが結論は出なかった。また、その協議では、被相続人から甲に対して不正使用金の返還を求める主張はなかった。そして、結論が出ないまま、被相続人が死亡するところとなり相続が開始された。そして、相続財産の評価にあたって、被相続人が甲に対して有する不正使用金の返還を求める不当利得返還請求権（「本件金銭債権」）をいかに評価するかが、三男丙に対する相続税の更正処分に関わって問題となった。

三男の丙は、被相続人の本件金銭債権と、それに対応する長男甲の返還義務は相続による混同により消滅したものとして、本件金銭債権の甲の相続分の3分の1は相続財産を構成しないものとして自己の相続税申告を行った。これに対して、課税庁は、本件金銭債権の一部が混同により消滅するとしても、相続税法上はこの消滅部分の金額を含む本件金銭債権全額を相続財産に加えて取得財産の取得時の時価とすべきであるとして更正処分を行った。この更正処分に対する取消訴訟において、相続財産である金銭債権を相続した共同相続人のなかに混同を生じさせる者がいる場合の、本件金銭債権の相続税法上の評価について、裁判所は以下のような判断を示した。

- ①相続の開始により、本件金銭債権は法律上当然に分割されて各共同相続人に相続分に応じて承継される。
- ②その結果、本件金銭債権の債権者と債務者の地位を有するに至った者は、その承継にかかる部分が混同（民法520条）により消滅する。
- ③この消滅の反射的効果として、その者に債務の減少という利益（「混同による債務減少利益」）がもたらされており、これは、相続の開始により相続人に帰属した金銭債権に代わるものといえる。
- ④このことから、本件金銭債権の混同が生じる部分も、「相続…により取得した財産」（相続税法2条1項、11条の2第1項）に該当するというべきであり、混同をもってその該当性を否定できないと解すべきである。

Ⅲ 節税手段としての混同と相続税

1 国税不服審判所令和3年6月17日裁決

近時、設問2で設定している手法での節税策が許容されるものであるかが問題とされている。この問題を提起した事案が、国税不服審判所令和3年6月17日裁決（裁決事例集123集154頁、LEX/DB：26013084）である（以下の金額は概数）。この事案は、税理士の提案に基づき、被相続人の次男は自己の所有するA建物（被相続人とその配偶者所有の土地上に建設）を被相続人に1億2,000万円で売却、さらに長男はその所有するB建物（被相続人所有の土地上に建設）を4,200万円で売却することとし、その売買代金を金銭消費貸借（貸主は次男及び長男で借主

は被相続人)に置き換える準消費貸借契約を締結した(返済期間, 利率も定められている)。その後, それぞれの契約を締結してから数か月後(裁決では「約〇か月」後と記されている)に被相続人が死亡するところとなり, 遺産分割協議での合意に基づき, 相続財産中のA・B建物の相続については, 次男はA建物と次男に対する被相続人の準消費貸借契約に基づく金銭債務を, 長男もB建物と長男に対する被相続人の同契約に基づく金銭債務を承継した(相続開始時のそれぞれの債務の残高は, 売買代金からわずかしか減っていなかった)。これにより, 本件での準消費貸借契約をめぐる金銭債権債務は混同によって民法上は消滅することになった。

相続人は, 相続税の申告にあたっては民法上の混同による消滅は相続税法上の債権債務の評価に影響しないものとして, それぞれが承継した金銭債務の残額を債務控除の額として, またそれぞれの建物の評価額については通達評価額(A建物4,000万円, B建物2,000万円)を計上していた。

この申告に対して, 建物の売買代金と通達評価額との差額を利用して相続税の負担軽減をはかるために混同が利用されたものであるとして課税庁は, 契約当初から債務の真摯な履行などは予定されておらず, 承継した金銭債務は課税価格から控除されるべき「確実に認められるもの」(相続税法14条1項)に該当しないとして, 上記の債務控除を全額否認する更正処分を行ったところ, この点を不服とする審査請求が提起された。

裁決は, 建物の売買が相続税の節税スキーム(被相続人の預貯金等の金融資産を建物に置き換えることで, 相続税法上の評価額を圧縮する)のもとでなされたことを認定しながら, 申告書に計上した債務控除の全額を否認することは認めず, 建物の通達評価額(財産評価基本通達89:固定資産税評価額に1.0を乗じたもの)に相当する額を, 確実に認められる債務の額と判定した。裁決理由の概要は次のようなものである。

①地方税法は, 財産評価基本通達89による家屋の評価額を, 基準年度における当該家屋の「適正な時価」(同法341条5号, 349条1項)としている。

②建物の売買代金は適正な時価(通達評価額)に大きな上積みをしたもので, その経済的価値を大きく超えると推認されることから, この上積み部分を相続債務として承継したものとして, そのまま相続により取得した財産の経済的価値を減ずるものとは評価できない。

③しかし, 相続人は相続により建物を取得したが, 混同により建物売却代金のうちの建物の経済的価値(適正な時価)に見合う部分の債権を失っているのであるから, 建物を相続して経済的価値が増加しているとは認めがたい。

④建物の相続(無償取得)による経済的価値の増加が認められないのであるから, 通達評価額をもって相続債務と把握するのが相当である。

2 本件節税スキームでの混同の意義

設問2は、金融資産を不動産に置き換えることによる相続税軽減策の一類型として、相続による金銭債権債務の混同が介在したに過ぎず、混同が相続税の節税に積極的な役割を果たしたということではないともいえる。しかし、上記の相続税の節税を実行する過程で、親子関係でのみ成立する、やや高額な売買価格（設問2の固定資産税評価額の3倍近いという異常な価格でなく）を設定し、相続による混同で売買代金の収受手続きを軽減するという点で、混同という手法が利用される可能性はあろう。設問2のモデルとした上記の裁判事例では、相続開始が近く発生するであろう時点で、相続人である子が建設した家屋の売買という実態をもった準消費貸借契約の締結をすることで、被相続人を債務者、相続人を債権者とする金銭債権債務関係を成立させている。そして、遺産分割協議により、被相続人が二人の相続人のそれぞれに負う金銭債務については、A建物（次男が被相続人の父に売却）にかかる金銭債務は次男が、B建物（長男が被相続人の父に売却）にかかる金銭債務については長男が承継することになっている（この金銭債務の共同相続人間での合意による分割も、裁判事例での節税スキームに当初から組み込まれていたものであろう）。

上記の裁判例においては、準消費貸借契約が有効に成立していると認定していることから、これを前提にすれば、相続による混同が予定されていたというのみでは、実際の弁済は予定されていないものであるとして、「確実な債務」（相続税法14条1項）ではないとすることはできない。この事情に、準消費貸借契約での売買価格が、相続税評価額という観点からの「適正な時価」や、市場価格を大きく上回るという要素が加わることで、その売買価格は「確実な債務」であるのか疑問となる評価レベルに達することになるが、その高額な売買価格の全額の債務性を否定できるものとは思われない。この点で、裁判例は、上記で紹介した考え方をもって、「適正な時価」（この基準については市場価格とすべきであったとも考えられるが、実際の市場価格の認定は容易ではない⁽²⁰⁾）という基準を設定して、この額による債務控除を認めており、裁判事例への租税実務的対応の一つとして考えるところではある（裁判例は、売買価格の「適正な時価」を上回る部分を、「相続分の前渡し」（特別受益）として相続税の課税関係を処理する方法もあることを示唆している）。

IV 税務訴訟における主張の制限、立証責任

税務訴訟における立証責任をめぐっては、様々な論点が存在している。近時は、要件事実論の観点から、税務訴訟における立証責任を一般的に考察するのではなく、その審理過程におけ

(20) 裁判例においては、この市場価格を判定する材料のA・B建物の建設代金等の認定はなされていない。

る当事者の要件事実にかかる主張を、「抗弁」、「再抗弁」、「再々抗弁」などに再構成して、それぞれの抗弁段階での立証責任を検討する作業が注目されているところである。

1 主張の制限

設問1の事例において、課税庁のいう主張の制限にかかる趣旨は、次のようにいえることができる。まず、当初申告の後、甲事実の存在を理由としてなした更正の請求を認めない通知処分がなされたが、その後に乙事実が認定され増額更正処分がなされた。この増額更正処分の取消訴訟においては、甲事実を理由とする更正の請求に理由なしとした通知処分に対して不服申立ても取消訴訟も提起されていないのであるから、後の増額更正処分の取消訴訟においては、この通知処分と矛盾する甲事実の主張を納税者側はなしえないとするものである。

更正の請求にかかる通知処分と、その後になされた増額更正処分の関係については、後者が前者を包摂する関係にあるのか等の理解につき見解の対立がある。それゆえ、通知処分取消訴訟と増額更正処分取消訴訟の関係が問題とされ、通知処分は増額更正処分取消訴訟で争えばよいとする吸収説（通知処分取消訴訟に独自の訴えの利益を認めない）に立つ判例と、両者の訴えがともに取消訴訟の対象となるとする併存説を採用する判例が存在している。

甲事実の存在を理由とする更正の請求がなされた場合でも、課税庁は甲事実の存否のみでなく申告書に記載された課税標準、税額等を全体的に見直した上で、通知処分を行うか減額更正を行うかを決めるのが課税実務とされる⁽²¹⁾。通知処分には税額を確定させる効力はないが、通知処分がなされて不服申立ても取消訴訟も提起されない場合には、納税者は「原則」⁽²²⁾として、もはや申告額を下回る税額の修正を主張することは、その後の増額更正処分の取消訴訟においては認められない。しかし、通知処分後になされる増額更正処分は、通知処分での認定を絶対的に固定して、その上に新たな事実を積み上げるというものではない。通知処分をなす際に認定した事実と、その後に認定した事実を一体のものとして全体を見直した上で増額更正処分を行うものであるから、増額更正処分取消訴訟において、納税者が甲事実を争点として主張することは制限されないものと思われる。

これを、課税処分の取消訴訟における訴訟物（審理の対象）は何かという観点から見ると次のようになる。現在の判例は、課税処分取消訴訟の訴訟物を処分の違法性一般ととらえ、課税処分によって確定された税額が処分時に客観的に存在した事実に対して租税法規を適用して算

(21) 吉田徹「訴えの利益をめぐる問題」（小川英明・松沢智・今村隆編『新・裁判実務大系 18 租税訴訟 [改訂版]』青林書院、2009年）150頁参照。

(22) 最高裁昭和39年10月22日判決（民集18巻8号1762頁）は、申告における錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法が定めた過誤是正以外の方法による是正を許さないとすれば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には、更正の請求によらずとも、納税者は錯誤を理由として申告額の減額修正を求めることができることを認めた。

出される税額を上回らない限り、課税処分は適法であるとする、いわゆる総額主義を採用している⁽²³⁾。このことから、課税処分取消訴訟における審理の対象は、上記税額を上回っているか否かを判断するために必要な事項のすべてに及ぶと解されている⁽²⁴⁾。この総額主義の観点のみならず、本事例の増額更正処分取消訴訟では当初申告を超える額についての取り消しを求めているのであるから、取消訴訟段階で甲事実を増額更正処分の違法事由として主張することを認めても、税額を申告額よりも下回る額に軽減する制度である更正の請求の制度趣旨と矛盾するものではない。

2 立証責任

課税庁が課税処分を行うためには課税要件事実の認定が必要であるから、この課税処分の取消訴訟において、課税要件事実の存否及び課税標準については原則として被告（国）に立証責任があると考えられている⁽²⁵⁾。所得税の事案であるが、最高裁昭和38年3月3日判決（訟務月報9巻5号668頁）は、「所得の存在及びその金額について決定庁が立証責任を負うことはいうまでもないところである。」と判示している。これを相続税に関する課税処分の取消訴訟でいえば、相続財産の存在及びその金額については被告が立証責任を負うということになる。

設問1の事例において立証責任に関わって問題となっているのは、当初の申告書に納税者が記載した貸付金債権につき、その不存在を理由とした更正の請求が認められなかったが、これには不服を申立てなかったという事実を、その後の増額更正処分取消訴訟における貸付金債権の存否についての立証責任の関係で、どのように評価するかということである。本事例での増額更正処分は、申告書に記載された貸付金債権のほかに、当初の申告書に記載されていなかった不正な費消にかかる被相続人の不当利得返還請求権が相続財産に含まれることを理由とするものである。

上記の不当利得返還請求権と混同の検討部分（Ⅱ，4）で紹介した東京高裁平成23年11月30日判決の事例は、ここで問題とする立証責任の問題も争点の一つであった。そこでの判示は、取消訴訟において貸付金債権の不存在を更正処分の違法理由として納税者が主張している場合には、その存在について被告に立証責任があるとするものであり、上記の最高裁昭和38年3月3日判決を参照した上で、その理由を以下のように述べている（東京地裁平成23年5月17日判決（税務訴訟資料261号順号11688）を引用）。

本件取消訴訟で、納税者（控訴人・原告）は「当初の申告額を超える部分のみを争っているのであり」、更正処分によって確定された税額が総額において租税法規を上回らないことは、

(23) 吉田・前掲（注21）153頁。

(24) 占部裕典「税務訴訟における審理の対象」（小川・松沢・今村編・前掲（注21））127頁。

(25) 金子・前掲（注17）1136頁。

被告において立証すべきことは明らかである。

昭和 39 年最判 上記の平成 23 年東京高裁判決の「当初の申告額を超える部分のみを」という指摘は、税務訴訟における最高裁昭和 39 年 2 月 7 日判決（訟務月報 10 巻 4 号 669 頁）の「納税義務者において一たん申告書を提出した以上、その申告書に記載された所得金額が真実の所得金額に反するものであるとの主張、立証がない限り、その確定申告にかかる所得金額をもつて正当のものと認めるのが相当である」として、納税者側に増額再更正処分取消訴訟での立証責任を負わせる判決の存在を意識したものであろう⁽²⁶⁾。この昭和 39 年最判の事案は、納税者が申告額よりも低い額を超える部分の増額再更正処分の取り消しを求めたものであり、平成 23 年東京高裁判決の事案は、それと異なり昭和 39 年最判の射程外である。

証拠との距離 更正処分の取消訴訟において、更正処分が適法であることの立証責任は原則として被告にあることについては異論のないところであろう。しかし、課税要件事実に関する証拠との距離を考慮すれば、この原則には状況に応じて修正を加える必要がある場合が出てくる。学説・判例は、その修正の例として、必要経費のなかの特別経費や貸倒損失の存在・金額につき、課税庁による立証のための検証の困難性に比して、納税者による立証が有利かつ容易であるとして、納税者に立証責任があるとする⁽²⁷⁾。

通知処分取消訴訟の立証責任 また、更正の請求につき理由なしとする旨の通知処分の取消訴訟において、当該理由の存否に関する立証責任につき、近時の判例は納税者（原告）側に立証責任を認める傾向にある⁽²⁸⁾。その根拠としては、更正の請求にかかる通知処分の取消訴訟においては自らが申告により確定した税額等を自己の有利に変更することを求めるものである上に、申告の前提とした事実関係が誤りであるとする事情は更正の請求をする納税者が熟知していること等があげられる。

設問 1 の事例の増額更正処分取消訴訟において、更正の請求の理由として納税者から主張された事実が通知処分では認められなかったことから、その後になされた増額更正処分の取消訴訟において更正の請求の理由とされた事実の存否が審理される場合、あたかもその部分の立証責任は通知処分の取消訴訟における立証責任と同様な性格を有するものとする考え方がありえる。しかし、このような考え方は、通知処分の後の増額更正処分は、上記で述べた意味での（通知処分も見直した上で）通知処分と一体のものとしてなされるのであり、また、そもそも本事例は通知処分の取消訴訟ではなく、増額更正処分の取消訴訟であるから、妥当ではない。

設問 1 のような事情のもとで、相続人が関与していない被相続人の貸付金債権の存在の調査

(26) 不当利得返還請求権と混同に関する東京高裁平成 23 年 11 月 30 日判決を検討する渡辺徹也「相続財産にかかる立証責任」（『最新 租税基本判例 70』税研 178 号，2014 年）は、この昭和 39 年最判の存在に注目している（294 頁）。

(27) 金子・前掲（注 17）1136 頁等参照。

(28) 木山泰嗣『税務訴訟の法律実務 [第 2 版]』（弘文堂，2014 年）201 頁等参照。

は、相続人よりも税務調査権限のもとでの課税庁によることのほうが正確で容易であろう。このような基本的状況がありながら、申告書に記載した融資にかかる貸付金債権が存在しないことを理由とする更正の請求に対する拒否処分について、不服申立てがなされていないことをもって、取消訴訟での貸付金債権の不存在の主張を制限したり、不存在の立証責任を納税者に負担させたりする理由にはならないであろう。また、課税庁は、更正の請求に対する拒否処分（通知）をなすについて貸付金の存在に関わる調査をしているであろうから、貸付金の存在を立証することに困難があるとは思われない。

また、申告書に記載された甲という要件事実が存在しないことを理由とする更正の請求につき拒否処分があったのに、これに不服申立てをしなかったことが、その後の、甲のほかに乙の要件事実の存在を認定してなされた増額更正処分の取消訴訟で、当該更正処分の違法性を根拠付けるAという要件事実の不存在の主張を制限したり、その不存在の立証責任を納税者に負わせたりする理由にはなりえないものと思われる。

V 事例に対する回答

1 設問1

①親と複数の子供のなかの一人との間に金銭の貸し借りがあり、法的に金銭消費貸借契約が成立しているといえる場合に、契約履行完結前に親（被相続人）の死亡による相続が開始されることになれば、当該金銭債権債務は、民法上は支払いがなされていない残金部分につき混同により消滅する。

しかし、相続税の課税関係においては、被相続人が共同相続人の一人である子に対して有する金銭債権又は金銭債務は、共同相続人全員に相続分（法定相続分又は指定相続分）に応じて承継される。金銭消費貸借契約の当事者でない共同相続人は、相続により承継し配分された部分の金銭債権又は金銭債務につき、契約当事者である共同相続人に対して当該債権の履行を求め、債務については債権者たる共同相続人への履行責任を負うことになる。

なお、実務においては、相続人による被相続人の金銭債権債務の承継割合につき、共同相続人の全員の合意があれば、その協議によって承継割合を相続人間の内部関係においては修正することができる（本事例とは異なり、被相続人に対する債権者や債務者が第三者である場合には対抗要件を備える必要がある）。

②被相続人が相続人Bに対して有する不当利得返還請求権は、相続開始とともに当然に相続人のBとCに2分の1ずつ分割されて承継される。そして、この金銭債権全額が積極財産として、相続財産に加算される。被相続人とBの間では相続による混同が生じ、金銭債権の2分の1については債権債務が消滅するが、Bにはその債務の消滅に対応する利益（相続による財

産の増加)が発生していると評価される。

このことから、不正に費消された2,000万円について、被相続人はBに対する不当利得返還請求権を取得したものと考えられ、これが2分の1ずつ共同相続人に承継される。

③不当利得返還請求権の権利義務関係の外にいるCも、この金銭債権の2分の1を承継することになるが、このCが承継した部分の金銭債権の履行は、もう一人の相続人であるBに求めることになる。この際、Bに経済的資力がなければ、Cは承継した金銭債権の履行を実現できないおそれもある。

④相続開始時において、Bに不当利得返還請求に応じるだけの資力がなく、債務の履行が不可能又は著しく困難と認定されることになれば、被相続人の金銭債権は存在しないものとして、相続財産から除外される。

ただし、課税時期(=被相続人の死亡の時=相続開始の時)に、相続財産は相続人の共有(合有)という状態に移行する。本事例のような事情のもとで、金銭債権以外に不動産などが相続財産に含まれている場合、金銭債権の回収が不可能又は著しく困難という評価に、相続人Bが当該不動産を相続する可能性の発生という事実は影響するものであろうかという問題がある。債務者が個人である場合に、債務者の債務超過が著しく、その者の信用、才能等を活用しても弁済資金を調達できないだけでなく、「近い将来においても調達できる見込みがない」という、「近い将来の見込み」を加える基準をもって回収が不可能又は著しく困難という基準への該当性を判定する(国税不服審判所平成24年9月13日裁決、裁決事例集88巻352頁、LEX/DB:26012607)ことになれば、債務者の相続による財産取得可能性については、この回収不可能等への該当性の否定的考慮要素になることも考えられる。しかし、この財産取得可能性は「課税時期」においては極めて不確実なものであり、これを認めると課税実務上の混乱や課税上の不公平が発生することをも考慮すれば、この相続財産取得可能性は考慮要素にならないものとするのが妥当であろう。

⑤申告書に記載した貸付金の不存在を理由とする更正の請求が拒否されたのに対して、不服申立てがなされていなくても、その後になされた貸付金のほか不当利得返還請求権の存在を認定してなされた更正処分の取消訴訟において、納税者が貸付金の不存在を主張する場合、その主張制限はなく(貸付金はEではなくD病院へのものではないかも問題となりうる)、また立証責任が納税者にあるとはいえない。

2 設問2

建物の売買にかかる準消費貸借契約は有効に成立していると考えられるが、その代金額は、適正な時価(通達評価額)を大きく超えるものであり、その額をそのまま相続債務として評価することはできない。しかし、相続人は相続により建物を取得したが、混同により建物売却代

資産税

金のうちの建物の経済的価値（適正な時価）に見合う部分の債権を失っているのであるから、建物を相続して経済的価値が増加しているとは認めがたい。この結果に対応させるためには、（Gから通常の世界価格での債務評価の主張がない限り）建物の通達評価額をもって相続債務の額と把握するのが相当である。

「租税法事例研究会」構成員名簿

部 会	氏 名	所 属
法 人 税 部 会	◎成 道 秀 雄 名誉教授	成蹊大学
	○鈴 木 一 水 教 授	神戸大学社会システムイノベーションセンター
	金 子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	佐 藤 修 二 教 授	北海道大学大学院法学研究科
	白 土 英 成 税理士	千葉県税理士会
	藤 曲 武 美 税理士	東京税理士会
	吉 村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
所 得 税 部 会	◎神 野 直 彦 名誉教授	東京大学
	○田 中 治 名誉教授	大阪府立大学
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	牛 嶋 勉 弁 護 士	第一東京弁護士会
	佐 藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	武 田 涼 子 弁 護 士	第一東京弁護士会
	渡 辺 徹 也 教 授	早稲田大学法学学術院
資 産 税 部 会	◎首 藤 重 幸 名誉教授	早稲田大学
	○渋 谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	伊 藤 信 彦 弁 護 士	第一東京弁護士会
	小 池 正 明 税理士	東京税理士会
	柴 原 一 税理士	東京税理士会
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
	平 川 英 子 教 授	駒澤大学法学部

(注) ◎印は部会長 ○印は部会長代理

税務事例研究 第197号 (2024)

2024年1月20日 発行

編者 公益財団法人日本税務研究センター

発行者 西村 新

東京都品川区大崎1丁目11番8号

日本税理士会館1F

電話 03(5435)0912(代表)

※無断転用・転載等は、一切お断り致します。

定価990円(本体900円 + 税 10%)

賛助会員の購読料は年会費に含まれます。